

第 6 9 6 号 平成24年 4月10日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
-----------------------------	-----------------------------------	-----------------------

目 次

条 例	番号	頁数	
・天理市印鑑条例の一部を改正する条例	1	3	正する規則
・天理市民会館条例の一部を改正する条例	2	4	・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則
・天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3	8	6 22
・天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4	10	・市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
・天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	5	10	7 43
・天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	6	10	・改良住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
・天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	7	11	8 43
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	8	11	・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則
・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	9	12	・天理市民会館条例施行規則を一部改正する規則
・天理市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例	10	12	10 44
・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	11	13	・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
・天理市介護保険条例の一部を改正する条例	12	15	11 44
・天理市立公民館条例の一部を改正する条例	13	16	・天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	14	16	12 45
			・給料等に関する規則の一部を改正する規則
規 則	番号	頁数	13 47
・天理市中小企業融資規則の一部を改	5	21	・初任給、昇給、昇格等に関する規則の一部を改正する規則
			14 48
			・天理市会計規則の一部を改正する規則
			15 51
			・天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
			16 51
			・児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
			17 52
			・環境審議会規則
			18 52
			・墓地等の経営の許可に関する規則の一部を改正する規則
			19 53
			・天理市公印規則の一部を改正する規則
			20 53
			訓 令
			番号
			頁数
			・天理市事務処理規程の一部改正
			1 54
			・天理市被服等貸与規程の一部改正
			2 55
			・天理市職員私有自動車公務使用規程
			3 55
			・天理市総合計画策定会議規程
			4 60
			・天理市行政改革推進本部設置要綱
			5 60

告 示	番号	頁数		
・天理市の指定金融機関及び収納代理金融機関の指定について	66	60		
・地縁による団体の告示事項の変更について	67	60		
・放置自転車等の保管について	68	61		
・放置自転車等の保管について	69	61		
・市道路線の終点名の変更について	70	62		
・市道の区域変更について	71	66		
・放置自転車等の保管について	72	67		
・土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	73	67		
・放置自転車等の保管について	74	68		
・放置自転車等の保管について	75	68		
・放置自転車等の保管について	76	69		
・放置自転車等の保管について	77	69		
・放置自転車等の保管について	78	70		
・放置自転車等の保管について	79	70		
・放置自転車等の保管について	80	71		
・行旅死亡人の取扱いについて	81	71		
・行旅死亡人の取扱いについて	82	72		
・放置自転車等の保管について	83	72		
・放置自転車等の保管について	84	72		
・放置自転車等の保管について	85	73		
・放置自転車等の保管について	86	73		
・放置自転車等の保管について	87	74		
・違反広告物の保管について	88	74		
・市道の区域変更及び供用開始について	89	75		
・公示送達について	90	76		
・放置自転車等の保管について	91	76		
・放置自転車等の保管について	92	77		
・放置自転車等の保管について	93	77		
・放置自転車等の保管について	94	78		
・放置自転車等の保管について	95	79		
・平成23年度天理市一般会計補正予算(第5号)外7会計補正予算の要領について	96	79		
・平成24年度天理市一般会計予算外8会計予算の要領について	97	116		
・放置自転車等の保管について	98	157		
・放置自転車等の保管について	99	157		
・放置自転車等の保管について	100	158		
・天理市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定の一部改正について	101	158		
			・天理市測量又は建設コンサルタント等の業務委託及び工事用資材等の購入に係る指名競争入札の参加資格等に関する規定の一部改正について	102 159
			・放置自転車等の保管について	103 159
			・放置自転車等の保管について	104 160
			・公示送達について	105 160
			・放置自転車等の保管について	106 160
			・放置自転車等の保管について	107 161
			・放置自転車等の保管について	108 161
			・天理市道路線の認定について	109 162
			・市道の区域決定及び供用開始について	110 163
			・放置自転車等の保管について	111 164
			・公示送達について	112 165
			・騒音に係る環境基準の地域の種類の指定について	113 165
			・特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定について	114 165
			・特定工場等において発生する騒音の規制基準について	115 166
			・昭和43年厚生省・建設相告示第1号別表の規定により市長が指定する区域について	116 167
			・平成12年総理令第15号別表備考の規定により市長が定める区域の区分について	117 167
			・振動について規制する地域の指定について	118 167
			・特定工場等において発生する振動の規制基準について	119 167
			・振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について	120 168
			・振動規制法施行規則別表第2備考1及び備考2の規定により市長が定める区域及び時間について	121 169
			・悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について	122 169
			・天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務の委託について	123 170
			・平成24年度一般廃棄物処理実施計画について	124 170

・天理駅前自動車駐車場における駐車場の徴収事務の委託について	125	174
・天理市自転車等駐車場における駐車料の徴収事務の委託について	126	175
・固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の登録について	127	175
・平成24年度天理市国民健康保険料率の決定について	128	175
・平成24年度天理市国民健康保険料の減額について	129	176
・放置自転車等の保管について	130	177
・放置自転車等の保管について	131	177
・公示送達について	132	178
・放置自転車等の保管について	133	178
・地縁による団体の告示事項の変更について	134	178
・放置自転車等の保管について	135	179
公 告	番号	頁数
・公売公告兼見積価格公告	10	179
・農用地利用集積計画について	11	180
・都市計画事業の事業計画変更について	12	181
・予防接種の実施について	13	181
・天理市森林整備計画の変更について	14	183

教育委員会	番号	頁数
・臨時教育委員会の招集について	3	183
・定例教育委員会の招集について	4	183
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	4	183
選挙管理委員会	番号	頁数
・農業委員の解職請求に必要な選挙人の数について	4	183
公営企業	番号	頁数
・公共下水道の供用開始について	2	184
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について	3	185
・天理市上下水道局事務分掌規程の一部改正について	1	185
・天理市上下水道局職員就業規則の一部改正について	2	186
・天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正について	3	186
・天理市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正について	4	187
・天理市指定給水装置工事事業者の再開について	4	187

条 例

(平成24年3月30日揭示済)

天理市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第1号

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例(昭和45年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき登録を受けている者」を削る。

第4条の見出し中「不受理」を「不受理等」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第4条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第2項第5号を次のように改める。

(5) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

第6条第2項に次の2号を加える。

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(9) その他印鑑の登録及び証明に関し市長が必要と認める事項

第10条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に改める。

第11条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中「前項第4号又は第6号」を「前項第4号又は第5号」に改める。

第12条の2第2項中「第6条第2項第4号から第7号まで」を「第6条第2項第4号から第8号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の天理市印鑑条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消するものとする。この場合においては、印鑑登録抹消通知書により当該登録者に通知するものとする。

3 施行日の前日において旧条例の規定に基づき印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

(平成24年3月30日揭示済)

天理市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第2号

天理市民会館条例の一部を改正する条例

天理市民会館条例（昭和42年3月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第7条中「別表」を「別表第1から別表第3まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1 (第5条、第7条関係)

天理市民会館施設使用料

(単位円)

区分			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	超過料金 (1時間につき)
ホ ー ル	入場料等を 徴収しない 場合	平日	11,000	16,000	19,000	30,000	38,000	54,000	4,000
		日曜日・土曜日	14,000	20,000	24,000	38,000	48,000	68,000	5,000
	入場料等を 徴収する場 合	平日	22,000	32,000	38,000	60,000	76,000	108,000	7,500
		日曜日・土曜日	28,000	40,000	48,000	76,000	96,000	136,000	9,500
楽屋(大)			2,500	3,000	3,000	5,500	6,000	8,500	800
楽屋(小)			1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
化粧室			1,000	1,500	1,500	2,500	3,000	4,000	300
大会議室			3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	1,000
中会議室(1・2・3・4)			1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500	500
小会議室(1・2・3)			1,000	1,500	1,500	2,500	3,000	4,000	300
和室(1・2・3・4)			1,000	1,500	1,500	2,500	3,000	4,000	300
託児室			1,000	1,500	1,500	2,500	3,000	4,000	300
冷 暖 房	ホール		1時間につき 3,000						
	その他の施設		無料						

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2（第5条、第7条関係）

ホール設備等使用料

(単位円)

品名		4時間以内	超過料金 (1時間につき)
舞 台 設 備	指揮者台	300	100
	指揮者用譜面台	200	100
	譜面台 1台	100	50
	花瓶	300	100
	講演用机	500	200
	司会者台	200	100
	音響板	5,000	2,000
	山台 1台	300	100
	屏風 1双	300	100
音 響 設 備	拡声装置 (マイク2本付)	4,000	1,500
	コンデンサーマイク 1本	1,000	400
	ダイナミックマイク 1本	500	200
	ワイヤレスマイク 1本	600	200
	ステレオマイク 1本	1,000	400
	マイクスタンド (床上型) 1本	200	100
	マイクスタンド (卓上型) 1本	200	100
	マイクスタンド (ブーム型) 1本	300	100
	3点吊りマイク装置 (マイク別)	1,000	300
	エレベーターマイク (マイク付) 1台	1,200	500
	レコードプレーヤー 1台	800	300
	カセットデッキ 1台	600	200
	オープンデッキ 1台	1,000	300
	CDプレーヤー 1台	600	200
	MDレコーダー 1台	600	200
	DATレコーダー 1台	600	200
はね返りスピーカー 一式	500	200	
ステージスピーカー 一式	1,000	300	
照	フットライト	800	300
	第1ボーダーライト	500	200
	第2ボーダーライト	500	200
	アッパーホリゾンライト	1,200	400
	ローアホリゾンライト	600	200
	2Fフロントライト	800	300
	3Fフロントライト	800	300
	シーリングスポットライト 一式	2,000	700
	PFD吊り込みスポットライト 1台	200	100
	客席吊り込みスポットライト	1,000	400
	スポットライト1kw 1台	200	100
	スポットライト500W 1台	150	80

明 設 備	ピンスポットライト クセノン2kw 1台	2,000	800
	ピンスポットライト ハロゲン1kw 1台	1,000	400
	ピンスポットライト ハロゲン650W 1台	800	300
	ミラーボール 1台	600	200
	エフェクトマシン 1台	600	200
	先玉 1個	100	50
	オーロラマシン 1台	600	200
	スモークマシン 1台	2,000	800
	ストロボ 一式	1,200	400
	スタンド 1台	100	50
	オートカラーチェンジ 一式	800	300
映 写 設 備	16mm映写機 スクリーン共	2,000	700
	映写用スクリーン	1,000	400
	オーバーヘッドプロジェクター 1台	600	200
	液晶プロジェクター 1台	1,500	300
	スライドプロジェクター 1台	1,000	300
そ の 他	移動用スクリーン 1台	300	100
	グランドピアノ	5,000	1,200
	エレクトーン	2,000	600
	展示パネル 1台	100	—
	持ち込み器具 1kwにつき	150	80

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 1kw未満は、1kwとみなす。

別表第3 (第5条、第7条関係)

会議室等貸出設備使用料

(単位円)

品名	4時間以内	超過料金 (1時間につき)
大会議室音響設備 一式	1,500	300
液晶プロジェクター 1台	1,500	300
ピアノ 1台	1,000	400
BDレコーダー 1台	800	200
CDラジカセ 1台	500	200

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市市民会館条例別表第1から別表第3までの規定中使用料に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用許可を受けたものの使用料について適用し、同日に使用許可を受けたものの使用料については、なお従前の例による。

(平成24年3月30日揭示済)

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第3号

天理市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)

を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日
 - ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
 - イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。
- (7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月30日 掲示済)

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 4 号

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1月天理市条例第 4号）の一部を次のように改正する。

別表中第49号を第50号とし、第25号から第48号までを 1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の 1号を加える。

25	外国語指導助手	月額355,000円を超えない範囲内で、任命権者が定める額	同上
----	---------	-------------------------------	----

別表備考第 3 項中「第25号まで、第28号から第30号まで及び第32号から第49号」を「第24号まで、第26号第29号から第31号まで及び第33号から第50号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月30日 掲示済)

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 5 号

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年 7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成24年 3月31日」を「平成25年 3月31日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年 3月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「平成24年 3月31日」を「平成25年 3月31日」に改める。

(天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例（平成22年 3月天理市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成24年 3月31日」を「平成25年 3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月30日 掲示済)

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第 6 号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年 3月天理市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表市税等の賦課徴収手当の項を削り、同表滞納整理手当の項中「1,000円」を「500円」に改め、同表用地交渉手当の項を削り、同表行旅死亡人取扱手当の項中「7,500円」を「5,000円」に改め、同表年末・年始勤務手当の項中「した職員」を「した天理市環境クリーンセンター又は天理市立病院

に勤務する職員」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第7号

天理市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項本文中「前項」を「前2項」に、同項ただし書中「この限りでない」を「前項の規定により日当を支給する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、近畿圏（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第1項に規定する区域から福井県を除いた区域をいう。）へ出張する場合における日当の額は、別表に規定する額の2分の1に相当する額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第8号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第83条に次の1項を加える。

3 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第21条の2第1項中「この条において」を「この項において」に、「f)については」を「f)がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、同項に規定する申告書の提出の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に、「年度分」を「年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」に、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則第21条の3の次に次の1条を加える。

（個人の住民税の税率の特例）

第21条の4 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の住民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第83条の改正規定 平成24年4月1日

- (2) 第4条の改正規定、附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日
(3) 第95条の改正規定、附則第16条の2の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の天理市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（平成24年3月30日揭示済）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第9号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（天理市療育教室条例の一部改正）

第1条 天理市療育教室条例（平成15年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項」に、「児童デイサービス」を「児童発達支援」に改める。

第4条第1号中「機能障害がある」を「障害のある」に改め、同条第2号中「知的障害が」を「知的障害の」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 精神に障害のある者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）

第6条第2項中「障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」を「児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に規定する額」に改める。

（天理市学童保育条例の一部改正）

第2条 天理市学童保育条例（平成15年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日揭示済）

天理市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第10号

天理市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市乳幼児医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

天理市子ども医療費助成条例

第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第1条の2を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

この条例において「子ども」とは、天理市内に住所を有する者であって、出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

第2条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第3条中「乳幼児」を「子ども」に、「医療費のうち」を「医療費（乳幼児以外の子どもにあっては入院に係る医療費に限る。）のうち」に改める。

第4条第1項中「対象者」を「乳幼児の医療費の助成を受けようとする対象者」に改め、同条第2項中「対象者」を「前項の証明書の交付を受けた対象者」に改める。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(平成24年3月30日掲示済)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第11号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市立こども園条例の一部改正)

第1条 天理市立こども園条例(平成23年12月天理市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

(天理市営住宅条例の一部改正)

第2条 天理市営住宅条例(平成9年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあつては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第4号及び第5号)」を削り、同条第3号ア中「令第6条第4項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして第3項」に、「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「214,000円」に改め、同号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同条に次の3項を加える。

2 老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第

2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 第1項第3号アに規定する特に居住の安定を図る必要があるものとは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 第2項第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第

6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が第2項第3号に規定する程度であるもの

ウ 第2項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

4 市長は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第7条第1項中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2項中「前条第3号イ」を「前条第1項第3号イ」に、「同条各号」を「同項各号」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則（平成7年建設省令第2号）第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者を同項第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

第30条第1項中「第6条第3号」を「第6条第1項第3号」に改める。

第53条中「同条第5号」を「同条第1項第5号」に改める。

(天理市改良住宅等条例の一部改正)

第3条 天理市改良住宅等条例（平成9年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年建設省住整発第26号。以下「要綱」という。）」を削り、「第6号」の次に「。以下「要領」という。」を加える。

第5条第1項中「第23条第2号イ」を「第23条第1号イ」に、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、同条第2項の表中「第23条第2号イ」を「第23条第1号イ」に改める。

第6条第1項中「、第6条第3号」を削り、「第43条第1項（第7号を除く。）、第2項及び第3項」を「第43条第1項から第4項まで（第1項第7号を除く。）」に、「要綱第13」を「要領第11」に改める。
別表中

「

守目堂住宅（厚生住宅）	天理市守目堂町208番地	500円
田住宅（厚生住宅）	天理市田町266番地1	400円

」

を
「

守目堂住宅（厚生住宅）	天理市守目堂町208番地	500円
-------------	--------------	------

」

に改める。

（天理市立公民館条例の一部改正）

第4条 天理市立公民館条例（昭和61年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月30日掲示済）

天理市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第12号

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（保険料率）

第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 28,320円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 28,320円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 42,480円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 56,640円
- (5) 次のいずれかに該当する者 65,100円
 - ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）
- (6) 次のいずれかに該当する者 70,800円
 - ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (7) 次のいずれかに該当する者 84,960円
 - ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- (8) 前各号のいずれにも該当しない者 99,120円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第 2 条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年 3 月30日 掲示済)

天理市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第13号

天理市立公民館条例の一部を改正する条例

天理市立公民館条例（昭和61年 3 月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

天理市立中央公民館	天理市川原城町7 3 9番地
天理市立東部公民館	天理市豊井町87番地

」

を

「

天理市立東部公民館	天理市豊井町87番地
-----------	------------

」

に改める。

第 8 条中「天理市立中央公民館については別表第 1 に、その他の公民館については別表第 2 」を「別表」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「天理市立中央公民館以外の公民館使用料」を「天理市立公民館使用料」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。

(平成24年 3 月31日 掲示済)

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月31日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第14号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第36条の 2 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第54条第 7 項中「第10条の 2 の11」を「第10条の 2 の10」に改める。

附則第10条の 2 を附則第10条の 3 とし、附則第10条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第15条第 2 項第 6 号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の 2 法附則第15条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第 6 号中「附則第18条第 7 項」を「附則第18条第 6 項」に改める。

附則第11条の 2 の見出しを「(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第 1 項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第 2 項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第 1 項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26

年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第15条第1項中「附則第12条第1項から第6項まで」を「附則第12条第1項から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の4を附則第21条の6とする。

附則第21条の3の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「つき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「つき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附則第21条の3を附則第21条の5とし、附則第21条の2を附則第21条の3とし、同条の次に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第21条の4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡

（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記

載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する
特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の前の見出し及び同条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第23条中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削る。

附則第24条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第25条を削る。

附則第26条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条を附則第25条とする。

附則第27条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条を附則第26条とする。

附則第28条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条を附則第27条とする。

附則第29条を附則第28条とする。

附則第30条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条を附則第29条とする。

附則第31条を削る。

附則第32条中「第30条」を「前条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条を附則第30条とする。

附則第33条を削り、附則第34条を附則第31条とする。

附則第35条中「、第25条及び第26条」を「及び第25条」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第23条及び第25条の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「、第26条及び第27条」を「、第25条及び第26条」に、「附則第25条から第28条まで及び第33条」を「附則第25条から第27条まで」に、「附則第28条」

を「附則第27条」に、「附則第29条から第33条まで」を「附則第28条から第30条まで」に、「附則第30条」を「附則第29条」に、「附則第27条の2第5項」を「附則第27条の2第3項」に改め、同条を附則第32条とする。

附則第36条中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、同条を附則第33条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第21条の5の規定は、平成24年度以後の年度分の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 この条例による改正前の天理市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第13条の3第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項
旧条例附則第13条の3第2項	前項	附則第13条の3第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分

	10分の8	10分の9
旧条例附則第13条の3第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第13条の3第1項

5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の3	若しくは第13条の3又は天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成24年3月天理市条例第14号。）以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の天理市税賦課徴収条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	附則第13条の3の規定	附則第13条の3又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第23条（住宅用地に係る部分に限る。）、第25条、第31条（住宅用地に係る部分に限る。）及び第33条の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第23条	前条	附則第22条
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第25条	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第22条	附則第22条
旧条例附則第31条	前条	附則第29条

条	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第33条	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第30条	附則第29条

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第32条	及び第25条	及び第25条並びに天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成24年3月天理市条例第14号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第23条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の天理市税賦課徴収条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第25条
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第23条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第23条及び第25条の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
	から第27条まで	から第27条まで並びに平成24年改正条例附則第23条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第25条及び第33条
	から第30条まで	から第30条まで並びに平成24年改正条例附則第23条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第31条及び第13項

規 則

（平成24年3月26日揭示済）

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月26日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第5号

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則

天理市中小企業融資規則（平成9年3月天理市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（7） 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

第8条第2号中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年7月9日から施行する。

（平成24年3月26日掲示済）

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月26日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第6号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（資格審査等）」に改め、同条第1項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する資格を有する者で、」を削り、「請負を」を「請負に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加」に、「提出しなければならない」を「提出し、競争入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

（1） 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

（2） 第6条の2の規定により競争入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

（3） 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者

（4） 次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第6条の見出しを「（競争入札参加資格の決定等）」に改め、同条第1項中「当該年度」を「申請年度」に改め、同条第2項中「競争入札参加資格者」の次に「（以下「資格者」という。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（競争入札参加資格の取消し）

第6条の2 市長は、資格者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のい

ずれかに該当する場合においては、当該資格者の競争入札参加資格を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により資格者の競争入札参加資格を取り消したときは、その旨を直ちに当該資格者に通知するものとする。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第13条関係）

建設工事請負契約書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
請 負 金 額	金 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額に相当する額 金 円 (受注者が課税業者である場合に限り、記入してください。)
契 約 保 証 金	金 円 ただし、現 金 金 円 代用証券 金 円 (内 訳 別 紙 明 細 書 の と お)
<p>解体工事に要する費用等</p> <p>この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、次の(1)から(4)についてそれぞれ記入する。</p> <p>(1) <u>分別解体等の方法</u></p> <p>(2) <u>解体工事に要する費用</u> 金 円</p> <p>(3) <u>再資源化等をするための施設の名称及び所在地</u></p> <p>(4) <u>再資源化等に要する費用</u> 金 円</p> <p>住宅建設瑕疵担保責任保険</p> <p>この工事において、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、次の(1)から(3)についてそれぞれ記入する。</p> <p>なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の住所地及び名称並びに共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。</p> <p>(1) <u>保険法人の名称</u></p> <p>(2) <u>保 険 金 額</u> 金 円</p> <p>(3) <u>保 険 期 間</u></p> <p>上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。</p>	
契 約 締 結 日	年 月 日
発 注 者	印
受 注 者	印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があると認めるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、

契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 金銭による保証ではなく、役務による保証を必要とする場合にあっては、第4条は、次のとおりとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち、第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知等)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 2 受注者は、施工体制台帳を作成したときは、速やかにその写しを発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。
(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、同条第3項に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者)
 - (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 前項の規定による現場代理人の工事現場における常駐は、当該者の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合には、これを要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなけれ

ばならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった

支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による場合その他発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者は、必要があると認めるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じな

い場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があると認めるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、第3号の場合においては、発注者と受注者とが協議して、発注者が行うものとする。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定するもののほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認める変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があると認めるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、請負代金額を変更し、又は受注者

に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、必要があると認めるときは、緊急やむを得ない事情があるときを除き、

あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査又は立会いその他受注者の工事に関する記録等により、確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工作目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて、同項の規定を準用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、当該期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中から超過額を控除することができる。

5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、受注者は、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときはその超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満であるときは受領済みの前払金の額からその増額後の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。

6 前2項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相当する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中3回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金額)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があると認めるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払の特則)

第40条 債務負担行為等に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締

結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為等に係る契約の部分払の特則）

第41条 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

（第三者による代理受領）

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認めるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第44条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修

補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合は1年以内）に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について補修又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 5 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項又は前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項に規定する権利を行使しなければならない。
- 6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第46条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 瑕疵担保責任（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づ

き、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- （2） その責めに帰すべき事由により工期限内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- （3） 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- （5） 第50条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第47条の2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- （2） 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3） 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- （4） 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6） この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- （7） この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- （8） この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条第1項第1号に規定する契約保証金の納付又は同項第2号に規定する担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合等による解除）

第48条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第65条又は第67条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第49条第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の規定により確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第50条第1項の納付命令をし、その命令が同条第5項の規定により確定したとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。
- （賠償金等の徴収）
- 第49条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条第1項、第47条の2第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （受注者の解除権）
- 第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- （解除に伴う措置）
- 第51条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合においては、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第47条の2又は第48条の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、

建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第47条の2又は第48条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（損害賠償の予定）

第52条 受注者は、第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（火災保険等）

第53条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第54条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による奈良県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第55条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、別紙仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（適用除外）

第56条 この契約の締結前に、あらかじめ発注者が受注者に対して、第4条第1項に規定するいずれの保証も要しないことを通知している場合にあっては、同条及び第46条の規定を適用しない。

(補則)

第57条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
備考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条に規定する契約に該当する場合は、この契約書を仮契約書とし、その末尾に次の1条を加える。

(本契約の確定)

第58条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による市議会の議決があったとき（又は同法第179条第1項の規定による専決処分をしたとき）に、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとする。

別紙

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事場所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び請負者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者

☐

請負者

Ⓢ

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(平成24年 3月30日 揭示済)

天理市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 7 号

天理市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

天理市営住宅条例施行規則（平成 9 年12月天理市規則第44号）の一部を次のように改正する。
第27条第 1 項中「条例第70条」を「条例第69条」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月30日 揭示済)

天理市改良住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 8 号

天理市改良住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

天理市改良住宅等条例施行規則（平成 9 年12月天理市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「場合においては」の次に「、市営住宅条例第 6 条第 1 項第 3 号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、同号ア中「214, 000円」とあるのは「139, 000円」と、同号ウ中「158, 000円」とあるのは「114, 000円」と」を加える。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月30日 揭示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第 9 号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項中「防災課 防災係 災害支援係」を「防災課 防災係」に改める。

第10条防災係の項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の 1 号を加える。

(13) 被災者の支援に関すること。

第10条災害支援係の項を削る。

第19条児童福祉係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) こども園に関すること。

第21条産業廃棄物対策係の項第 2 号中「ISO14001の推進」を「地球温暖化対策」に改め、同項第 3 号中「菅原町地内産業廃棄物埋立最終処分場」を「菅原町地内産業廃棄物処理施設」に改める。

第28条企画係の項第 5 号中「及び補助金」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(8) マンション建替組合設立の認可等に関すること。

第29条計画係の項第 2 号中「都市計画区域」を「都市計画区域等」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「許可申請」を「許可」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号から同項第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第32条用地補償係の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の規定による届出及び申出に関する
こと。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第10号

天理市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市民会館条例施行規則(昭和42年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中

1 ホール	2 楽屋(大)	3 楽屋(小)
4 化粧室	5 来賓控室	6 洋室(1)
7 洋室(2)	8 洋室(3)	9 和室(1)
10 和室(2)	11 和室(3)	12 和室(4)
13 託児室		

を

」

1 ホール	2 楽屋(大)	3 楽屋(小)
4 化粧室	5 来賓控室	6 大会議室
7 中会議室(1・2・3・4)		
8 小会議室(1・2・3)		
9 和室(1・2・3・4)	10 託児室	

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の天理市民会館条例施行規則の規定に基づき作成されている使用許可申請書の用紙で未使用のものについては、改正後の天理市民会館条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成24年3月30日揭示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第11号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2第14号中「小学校」を「中学校」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日 掲示済)

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第12号

天理市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（条例第2条第4号ア(ウ)の市長が規則で定める非常勤職員）

第2条の2 条例第2条第4号ア(ウ)の市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

（条例第2条の2第3号イの市長が規則で定める場合）

第2条の3 条例第2条の2第3号イの市長が規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第4条第1項中「により」の次に「行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「（条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2週間）」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第5条中「前条」を「前条第1項及び第2項本文」に改める。

第6条第3項及び第14条第2項中「第4条第2項」を「第4条第2項本文」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

（条例第19条第2号イの市長が規則で定める非常勤職員）

第18条の2 条例第19条第2号イの市長が規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。

第19条第1項中「、部分休業を始めようとする日の原則として1月前までに」を削り、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第2項本文」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第4条関係)

育児休業承認請求書

年 月 日

(任命権者) 様

請求者 所 属
職氏名

印

次のとおり 育児休業の承認
育児休業の期間の延長 を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の期間の延長	
	(再度の育児休業、再度の育児休業の期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情を記入)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		

(注)

- この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業」とは、条例第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2箇月までの子の育児休業又は1歳6箇月までの子の育児休業をしようとする場合(条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。
- 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2第9項に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する口には、レ印を記入すること

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第13号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「している職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附則第6項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

別表第1市長の事務部局の項中

「 公室長 部長 理事 参与 事務局長 会計管理者 」	を	「 公室長 部長 理事 参与 事務局長 参事 環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長 看護部長及び事務局长次長 会計管理者 」	に、
--	---	---	----

室長
課長補佐
市民会館長補佐
人権センター所長補佐
コミュニティセンター所長補佐
保育所長
指導主事
病院技師長、薬局長、栄養士長
及び看護師長
会計室長補佐

を

室長
課長補佐
市民会館長補佐
人権センター所長補佐
コミュニティセンター所長補佐
保育所長
こども園長
指導主事
病院技師長、薬局長、栄養士長
及び看護師長
会計室長補佐

に

改める。
同表教育委員会の項中

教育総合センター所長
文化センター所長
教育総合センター副所長
図書館長
幼稚園長
公民館長
文化センター所長補佐
教育総合センター副所長補佐及び指導主事

を

教育総合センター所長
文化センター所長
教育総合センター副所長
図書館長
幼稚園長（福住幼稚園長を除く。）
公民館長
文化センター所長補佐
教育総合センター副所長補佐及び指導主事
福住幼稚園長

に

改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月30日 掲示済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第14号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年 3月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中

「

58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
60
61

」

を

「

57
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59
59
59
60
60

」

に改め、

同表第7イの表中

「

66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
69
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71

」

を

「

65
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71

」

に改め、

71
72

71
71

」

」

「

「

86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95

85
86
86
86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94

同表第7オの表中

を

に改める。

95	94
95	94
96	95
96	95
96	95
96	95
97	96
97	96
97	96
98	96
98	97
98	97
99	98
99	98

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月30日 掲示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第15号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年 3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 企画課長の項中「手数料」の次に「及び徴収金」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年 3月30日 掲示済)

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第16号

天理市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市保育の実施に関する条例施行規則（平成10年 3月天理市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 項中「及び同法附則第 5 条の 4 第 6 項」を「、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め、同表備考第 2 項中「」の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年 7月15日厚生労働省雇児発0715第 1 号）」を加え、同項第 2 号中「第41条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を「第41条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項」に改め、同備考第 4 項第 1 号中「配偶者のないもの」を「配偶者のない者」に改め、同備考第 5 項中「、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部」を削り、「児童デイサービス」を「児童発達支援及び医療型児童発達支援」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第17号

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所費用の徴収に関する規則（昭和62年3月天理市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を、「含む。」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、同表備考第1中法附則第3条の3第4項及び同法附則第5条第2項を「同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同備考第2項中「」の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日厚生労働省雇児0715第1号）」を加え、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 所得税法第78条第1項及び第2項第1号から3号まで（第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条別表備考第3項第2号中「に規定」を「第17条に規定」に、「女子」を「者」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削り、同項第4号中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

天理市環境審議会規則をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第18号

天理市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市環境基本条例（平成23年12月天理市条例第26号）第25条第4項の規定により、天理市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、市職員その他関係者に対して、審議会の会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境経済部環境政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

天理市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第19号

天理市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則

天理市墓地等の経営の許可等に関する規則（平成14年3月天理市規則第11号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年3月奈良県条例第34号）の規定により本市が処理することとされた」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第20号

天理市公印規則の一部を改正する規則

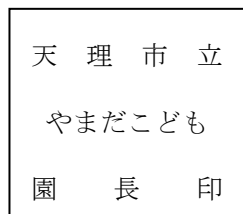
天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項第13号中「13」を「14」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

13	やまだこども園長印	13	てん書	方20	1	やまだこども園長名をもって発する文書	児童福祉課
----	-----------	----	-----	-----	---	--------------------	-------

別表第2第5項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

13



附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令

(平成24年 3 月30日 掲示済)

天理市訓令甲第 1 号

天理市事務処理規程 (昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月30日

天理市長 南 佳 策

別表 2 防災課の項中

「

災害支援	被災者の支援に係る総合 対策に関すること。	被災者の支援に係る関係 機関との連絡調整に関する こと。	を
------	--------------------------	------------------------------------	---

」

「

災害支援	被災者の支援に関するこ と。		に
------	-------------------	--	---

」

改め、同表児童福祉課の項中「各保育所」の次に「及びこども園」を加え、同表環境政策課の項中

「

菅原町地内産業 廃棄物埋立最終 処分場に係る陳 情等の処理		菅原町地内産業廃棄物埋 立最終処分場に係る陳情及 び投書等の処理に関するこ と。	を
環境管理		I S O 1 4 0 0 1に係る調 査及び研究に関すること。	

」

「

菅原町地内産業 廃棄物処理施設 に係る処理		菅原町地内産業廃棄物処 理施設に係る処理に関する こと。	に
地球温暖化防止		環境マネジメントシステム に関すること。	

」

改め、同表住宅課の項中「及び補助金」を削り、

「

耐震補助	住宅に係る耐震診断及び 耐震改修工事の補助金に関 すること。		を
------	--------------------------------------	--	---

「

耐震補助	住宅に係る耐震診断及び耐震改修工事の補助金に関すること。	
マンション建替組合	マンション建替組合設立の認可等に関すること。	

に

」

改める。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月30日 掲示済)

天理市訓令甲第 2 号

天理市被服等貸与規程（昭和46年 6月天理市訓令甲第 2号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

別表第 3 項を次のように改める。

3 保育所において保育の業務に従事する職員	トレーニングウェア	(下)	夏	1 着	2 年
			冬	1 着	1 年

別表中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月30日 掲示済)

天理市訓令甲第 3 号

天理市職員私有自動車公務使用規程を次のように定める。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

天理市職員私有自動車公務使用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職員が公務のための出張に私有自動車を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 小学校、中学校、公民館、幼稚園、保育所及び天理市療育教室杉の子学級に勤務する正規職員、臨時職員及び嘱託職員（天理市立学校に勤務する奈良県が給与を負担する教職員を除く。）をいう。

(2) 私有自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（構造が2輪の自動車は除く。）で、職員又は同居の親族が所有（同法第58条第1項に規定する自動車検査証に記載されている所有者又は使用者が、職員又は同居の親族であるものをいう。）し、通常通勤のために使用しているものをいう。

（私有自動車の事前登録）

第3条 私有自動車を公務のために使用しようとする場合は、あらかじめ私有自動車公務使用登録届出書（様式第1号）により、任命権者に登録の届出をして承認を得なければならない。登録後において、登録内容に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の届出をするに当たっては、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 当該私有自動車について、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約を締結していること。

(2) 当該私有自動車について、保険金額無制限の任意の対人及び対物の損害保険に加入していること。

(3) 当該私有自動車が、道路運送車両法第3章に規定する保安基準に適合し、かつ、車両の整備及び検査が適確に行われていること。

3 第1項の登録の承認は、登録を承認された当該年度においてのみその効力を有する。

（登録の取消）

第4条 任命権者は、前条の登録について同条第2項の要件に該当しなくなった場合又は任命権者が必要と認めるときは、当該職員の登録を取り消すものとする。

（使用手続）

第5条 第3条の規定により登録の承認を得た職員が私有自動車を公務のために使用しようとする場合は、その都度出張命令簿に私有自動車公務使用許可申請書（様式第2号）を添えて任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項による申請を受けた出張命令権者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、これを許可することができる。

(1) 当該出張につき公用車の配車が得られないこと。

(2) 当該出張につき他の交通機関を使用した場合に、公務の遂行が著しく遅延し、又は困難であること。

(3) 当該出張が、奈良県内の地域であること。

（私有自動車使用職員の責務）

第6条 前条第1項の許可を受けた職員（以下「許可職員」という。）は、私有自動車を公務のために使用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

(1) 道路交通法令を遵守すること。

(2) 健康管理に留意し、心身の状態がすぐれないときは運転を避けること。

(3) 私有自動車の整備点検に万全を期すること。

(4) 私有自動車を公務使用する間は、職務の専念とサービスの保持に留意し、公私を混同することのないようにすること。

（私有自動車への同乗）

第7条 許可職員以外の職員は、用務先又は用務内容が同一の場合等、公務上の必要が認められる場合に限り、出張命令権者の許可を得て、許可職員の運転する私有自動車に同乗することができる。

（損害賠償責任）

第8条 私有自動車の公務使用中において発生した交通事故に係る損害賠償は、当該私有自動車に係る第3条第2項第1号及び第2号に掲げる保険により措置するものとする。

2 前項に規定する措置によってもなお賠償すべき損害があるときは、その損害に対する賠償責任を市が負担するものとする。ただし、任命権者が当該交通事故について職員に故意又は重大な過失があると認めるときは、任命権者は、当該職員に対して市が負担した賠償金の全部又は一部を求償するものとする。

(旅費の支給等)

第9条 私有自動車を公務に使用した職員には、天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）第15条に規定する車賃を支給する。

2 第7条の規定により私有自動車に同乗する職員については、公用車を利用して出張をしたものとみなし、前項の車賃は支給しない。

(この規程に基づかない私有自動車の公務使用の禁止)

第10条 この規程に基づかない私有自動車の公務使用は、これを認めない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、私有自動車の公務使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

私有自動車公務使用登録届出書

年 月 日

(任命権者)

様

天理市職員私有自動車公務使用規程第3条の規定に基づき、私有自動車の登録について下記のとおり届け出ます。

所 属 _____
氏 名 _____

①届 出 事 由	<input type="checkbox"/> 新規(記入：②～⑦、添付：車検証及び各種保険証書の写し)		
	<input type="checkbox"/> 所有者の変更(記入：④、添付：車検証の写し)		
	<input type="checkbox"/> 車の変更(記入：②～⑦、添付：車検証及び各種保険証書の写し)		
	<input type="checkbox"/> 車検の更新(記入：⑤及び⑥、添付：車検証の写し)		
	<input type="checkbox"/> 各種保険の変更・更新(記入：⑥又は⑦、添付：各種保険証書の写)		
②車 名		③登録番号	
④車検証における所有者・使用者	(続柄：)		
⑤車検証の有効期限	年 月 日 ～ 年 月 日		
⑥自 賠 責 保 険	会社名		
⑦任 意 保 険	対 人	保険期間	年 月 日 ～ 年 月 日
		会社名	
	対 物	保険期間	年 月 日 ～ 年 月 日
		会社名	

様式第2号（第5条関係）

私有自動車 公務使用許可申請書	所 属	氏 名

決裁印等		決裁	市 長	副市長	部 長	部次長	課 長
出張地			出張日			距離	算概
奈良県			年 月 日から				
			年 月 日まで				定確
			泊 日				k m
同乗者氏名							

決裁印等		決裁	市 長	副市長	部 長	部次長	課 長
出張地			出張日			距離	算概
奈良県			年 月 日から				
			年 月 日まで				定確
			泊 日				k m
同乗者氏名							

決裁印等		決裁	市 長	副市長	部 長	部次長	課 長
出張地			出張日			距離	算概
奈良県			年 月 日から				
			年 月 日まで				定確
			泊 日				k m
同乗者氏名							

※ 事前に距離が確定できない場合は、概算の距離を記載し、帰着後確定した距離を記載すること。

(平成24年4月10日 掲示済)

天理市訓令甲第4号

天理市総合計画策定会議規程（昭和53年12月天理市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月10日

天理市長 南 佳 策

別表中「病院事務局長 会計管理者」を「病院事務局長」に改める。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

(平成24年4月10日 掲示済)

天理市訓令甲第5号

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年3月天理市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月10日

天理市長 南 佳 策

別表中「病院事務局長 会計管理者」を「病院事務局長」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

告 示

(平成24年3月6日 掲示済)

天理市告示第66号

天理市の指定金融機関及び収納代理金融機関の指定について（平成8年11月天理市告示第69号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月6日

天理市長 南 佳 策

第2項中「

株式会社 みずほ銀行	同上	平成17年4月1日
------------	----	-----------

」

を

「

株式会社 みずほ銀行	同上	平成17年4月1日
株式会社 ゆうちょ銀行	同上	平成24年4月1日

」

に改める。

(平成24年3月6日 掲示済)

天理市告示第67号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、守目堂町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成24年3月6日

天理市長 南 佳 策

変更前

主たる事務所 天理市守目堂町72番地2 代表者 天理市守目堂町72番地2 小 谷 隆 男

変更後

主たる事務所 天理市守目堂町167番地 代表者 天理市守目堂町167番地 前 田 徳 男

変更年月日

平成24年 3月 1日

(平成24年 3月 6日 揭示済)

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 3月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月 6日から平成24年 5月 4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成24年 3月 7日 揭示済)

天理市告示第69号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月 7日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 3月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年3月7日から平成24年5月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年3月8日揭示済)

天理市告示第70号

市道路線の終点名の変更について

天理市道路線の終点名を次のとおり変更する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成24年3月8日

天理市長 南 佳 策

記

1 道路の種類 市 道

路線番号	路線名	変更後の起終点
1号	川原城二階堂線	起点 川原城町市道46号線分岐 終点 二階堂上ノ庄町市道38号線合接
4号	丹波市朝和線	起点 丹波市町市道157号線分岐 終点 佐保庄町市道720号線合接
10号	豊田山墓地線	起点 三島町市道708号線分岐 終点 豊田町墓地下
16号	四条通川原城三島線	起点 川原城町国道169号線分岐 終点 三島町市道129号線合接
38号	二階堂田原本線	起点 二階堂北菅田町県道天理斑鳩線分岐 終点 庵治町市道548号線合接
48号	名阪側道線	起点 石上町名阪国道天理東インター分岐 終点 石上町名阪国道天理インター合接
63号	柳本二丁池線	起点 柳本町国道169号線分岐 終点 遠田町県道天理環状線合接
86号	区画街路3号線	起点 田井庄町市道98号線分岐 終点 田井庄町国道25号線合接
121号	祝徳線	起点 田部町市道3号線分岐 終点 田部町市立祝徳公民館前
127号	豊田山西線	起点 豊田町市道11号線分岐 終点 豊田町市道610号線合接
128号	豊田山東線	起点 豊田町市道11号線分岐 終点 豊田町市道610号線合接
129号	上四条線	起点 三島町市道17号線分岐 終点 三島町市道16号線合接

130号	中四条線	起点 三島町市道17号線分岐 終点 三島町市道708号線合接
145号	守目堂線	起点 守目堂町市道75号線分岐 終点 守目堂町市道667号線合接
151号	勾田線	起点 勾田町国道25号線分岐 終点 勾田町市道73号線合接
167号	上ノ庄カイト線	起点 二階堂上ノ庄町市道544号線分岐 終点 二階堂上ノ庄町市道1号線合接
173号	井戸堂吉田線	起点 西井戸堂町市道57号線分岐 終点 吉田町市道24号線合接
179号	柳本大豆越線	起点 柳本町県道天理環状線分岐 終点 柳本町市道181号線合接
183号	柳本北町線	起点 柳本町県道柳本停車場線分岐 終点 柳本町県道天理環状線合接
259号	海知線	起点 海知町県道天理環状線分岐 終点 海知町市道67号線合接
261号	桧垣南北線	起点 桧垣町県道天理環状線分岐 終点 桜井市界
263号	上ノ庄中線	起点 二階堂上ノ庄町市道167号線分岐 終点 二階堂上ノ庄町383番地2先
302号	区画街路35号線	起点 田井庄町旭日大教会裏東分岐 終点 田井庄町市道40号線合接
308号	上ノ庄北菅田線	起点 二階堂上ノ庄町県道天理斑鳩線分岐 終点 二階堂上ノ庄町県道筒井二階堂線合接
314号	海知東線	起点 遠田町県道天理環状線分岐 終点 西長柄町市道67号線合接
451号	佐保庄三昧田南線	起点 佐保庄町天理環状線分岐 終点 三昧田町市道196号線合接
454号	岩屋ヶ谷線	起点 岩屋町市道715号線分岐 終点 岩屋町人家中
477号	海知中線	起点 海知町県道天理環状線分岐 終点 西長柄町市道570号線合接
480号	東井戸堂北線	起点 東井戸堂町市道22号線分岐 終点 東井戸堂町県道天理環状線合接
495号	南菅田石神神社線	起点 二階堂南菅田町市道38号線分岐 終点 二階堂南菅田町市道716号線合接
500号	豊田名阪側道線	起点 豊田町県道天理環状線分岐 終点 石上町市道48号線合接
501号	佐保庄竹之内線	起点 佐保庄町天理環状線分岐 終点 竹之内町県道横川三昧田線合接
519号	丹波市北之町線	起点 丹波市町国道25号線分岐 終点 川原城町市道13号線合接
544号	上ノ庄線	起点 二階堂上ノ庄町国道24号線分岐 終点 荒蒔町市道553号線合接
556号	海知武蔵線	起点 海知町県道天理環状線分岐 終点 武蔵町市道280号線合接
561号	西長柄区画街路3号線	起点 西長柄町市道47号線分岐 終点 西長柄町天理市長柄運動公園南門
574号	西長柄区画街路16号線	起点 西長柄町市道575号線分岐 終点 西長柄町540番地先
678号	白川ダム公園線	起点 岩屋町県道福住横田線分岐 終点 岩屋町市道611号線合接

697号	杉本若葉1号線	起点	杉本町県道天理環状線分岐
		終点	杉本町市道697号線合接
698号	杉本若葉2号線	起点	杉本町市道697号線分岐
		終点	平等坊町市道1号線合接
699号	杉本若葉3号線	起点	平等坊町市道698号線分岐
		終点	杉本町市道697号線合接
707号	佐保庄萱生線	起点	佐保庄町市道720号線分岐
		終点	萱生町市道194号線合接
711号	川原城下滝本線	起点	川原城町国道169号線分岐
		終点	滝本町国道25号線合接
717号	北菅田蓮妙院線	起点	二階堂北菅田町国道24号線分岐
		終点	二階堂北菅田町市道721号線合接
718号	二階堂北菅田西線	起点	二階堂北菅田町市道716号線分岐
		終点	二階堂北菅田町市道721号線合接

変 更 前

路線番号	路線名	変更前の起終点
1号	川原城二階堂線	起点 川原城町市道46号線分岐 終点 二階堂上之庄町市道38号線合接
4号	丹波市朝和線	起点 丹波市町市道157号線分岐 終点 佐保庄町県道天理環状線合接
10号	豊田山墓地線	起点 三島町市道131号線分岐 終点 豊田町墓地下
16号	四条通川原城三島線	起点 川原城町国道169号線分岐 終点 三島町市道131号線合接
38号	二階堂田原本線	起点 二階堂北菅田町県道天理斑鳩線分岐 終点 庵治町川西町界
48号	名阪側道線	起点 名阪国道天理東インター分岐 終点 // 天理西インター合接
63号	柳本二丁池線	起点 柳本町国道169号線分岐 終点 遠田町県道柳本田原本線合接
86号	区画街路3号線	起点 田井庄町市道98号線分岐 終点 国道25号線合接
121号	祝徳線	起点 石上町市道3号線分岐 終点 // 祝徳幼稚園前
127号	豊田山西線	起点 豊田町市道11号線分岐 終点 // 天理教墓地道合接
128号	豊田山東線	起点 豊田町市道11号線分岐 終点 // 天理教墓地道合接
129号	上四条線	起点 三島町市道17号線分岐 終点 // 市道131号線合接
130号	中四条線	起点 三島町市道17号線分岐 終点 // 市道131号線合接
145号	守目堂線	起点 守目堂町市道75号線分岐 終点 // 132番地3先
151号	勾田線	起点 内馬場町国道25号線分岐 終点 勾田町市道73号線合接
167号	上之庄カイト線	起点 二階堂上之庄町市道544号線分岐 終点 // 市道1号線合接
173号	井戸堂吉田線	起点 西井戸町市道57号線分岐 終点 吉田町市道24号線合接
179号	柳本大豆越線	起点 柳本町県道柳本田原本線分岐 終点 // 市道181号線合接
183号	柳本北町線	起点 柳本町県道柳本停車場線分岐 終点 // 県道柳本田原本線合接
259号	海知線	起点 海知町県道柳本田原本線分岐 終点 // 市道67号線合接
261号	桧垣南北線	起点 桧垣町県道柳本田原本線分岐 終点 // 田原本町界
263号	上之庄中線	起点 二階堂上之庄町市道167号線分岐 終点 二階堂上之庄町383番地2先
302号	区画街路35号線	起点 旭日大教会裏東分岐 終点 田井庄町市道40号線合接

308号	上ノ庄北菅田線	起点 二階堂上之庄町県道天理斑鳩線分岐 終点 〃 県道筒井二階堂線合接
314号	海知東線	起点 遠田町県道柳本田原本線分岐 終点 長柄町市道67号線合接
451号	佐保庄三昧田南線	起点 佐保庄町市道461号線分岐 終点 三昧田町市道196号線合接
454号	岩屋ヶ谷線	起点 岩屋町県道福住横田線分岐 終点 〃 人家中
477号	海知中線	起点 海知町県道柳本田原本線分岐 終点 長柄土地区画街路27号線合接
480号	東井戸堂北線	起点 東井戸堂町市道22号線分岐 終点 西井戸堂町県道天理環状線合接
495号	南菅田石神社線	起点 二階堂南菅田町市道38号線分岐 終点 〃 市道56号線合接
500号	豊田名阪側道線	起点 豊田町県道天理環状線分岐 終点 名阪側道市道48号線合接
501号	佐保庄竹之内線	起点 佐保庄町市道461号線分岐 終点 竹之内町県道横川三昧田線合接
519号	丹波市北之町線	起点 丹波市町国道25号線分岐 終点 〃 市道13号線合接
544号	上之庄線	起点 二階堂上之庄町国道24号線分岐 終点 荒蒔町49番地1地先
556号	海知武蔵線	起点 海知町県道柳本田原本線分岐 終点 武蔵町市道280号線合接
561号	西長柄区画街路3号線	起点 西長柄町市道47号線分岐 終点 〃 747番地先
574号	西長柄区画街路16号線	起点 西長柄町市道575号線分岐 終点 〃 818番地先
678号	白川ダム公園線	起点 岩屋町県道福住横田線分岐 終点 〃 460番地64先まで
697号	杉本若葉1号線	起点 杉本町県道天理環状線分岐 終点 平等坊町市道1号線合接
698号	杉本若葉2号線	起点 杉本町市道697号線分岐 終点 〃 市道697号線合接
699号	杉本若葉3号線	起点 平等坊町市道697号線分岐 終点 杉本町市道698号線合接
707号	佐保庄萱生線	起点 佐保庄町県道天理環状線分岐 終点 萱生町市道194号線合接
711号	川原城下滝本線	起点 川原城町国道25号線分岐 終点 滝本町国道25号線合接
717号	北菅田蓮妙院線	起点 二階堂北菅田町国道24号線分岐 終点 二階堂北菅田町県道天理斑鳩線合接
718号	二階堂北菅田西線	起点 二階堂北菅田町市道716号線分岐 終点 二階堂北菅田町県道天理斑鳩線合接

(平成24年 3月 8日 揭示済)

天理市告示第71号

市道の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月 8日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 路 線 名 北大路線 (市道11号線)
- 3 区間変更の区間

区 間	区域変更の 前 後 別		敷地の幅員 (m)	延長 (m)	摘 要
豊井町天理環状線分岐 杉本町192番地1先まで	前	A	14.60~31.60	3372.60	
豊井町天理環状線分岐 杉本町192番地1先まで	後	A	14.60~31.60	3372.60	
小路町78番地先から 中町国道24号線合接		B	15.90~20.60	838.00	うち市道32号に 589m重用

(平成24年 3月 8日 掲示済)

天理市告示第72号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月 8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月 8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月 8日から平成24年 5月 6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月 9日 掲示済)

天理市告示第73号

地方税法第416条の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供する。

平成24年 3月 9日

天理市長 南 佳 策

記

- 縦覧期間 平成24年 4月 2日から平成24年 5月31日まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで)
- 縦覧場所 天理市役所税務課

(平成24年 3月 9日 掲示済)

天理市告示第74号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月 9日から平成24年 5月 7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月12日 掲示済)

天理市告示第75号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月12日から平成24年 5月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3 月13日 掲示済)

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3 月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3 月13日から平成24年 5 月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3 月13日 掲示済)

天理市告示第77号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 3 月13日
- 3 移動対象区域
天理市田井庄町666番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3 月13日から平成24年 5 月11日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 3 月14日 掲示済)

天理市告示第78号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3 月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3 月14日から平成24年 5 月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 3 月14日 掲示済)

天理市告示第79号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成24年 3 月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 3 月14日
- 3 移動対象区域
天理市丹波市町4 7 7番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3 月14日から平成24年 5 月12日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成24年3月15日 掲示済)

天理市告示第80号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年3月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年3月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年3月15日から平成24年5月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年3月16日 掲示済)

天理市告示第81号

行旅死亡人の取り扱いについて

平成24年3月16日

天理市長 南 佳 策

平成24年3月6日午前0時30分頃下記の者が、奈良県天理市川原城町国道169号線沿い天理教湖東信者詰所東側歩道上に倒れ、救急で県立医科大学付属病院に搬送されるが3月6日午後1時15分死亡。

身元不明につき、奈良県天理市豊田町天理市火葬場において火葬に付しましたので、心当たりの方は、当社会福祉事務所又は天理警察署へ申し出てください。

記

本籍	不詳
住所	不詳
氏名	不詳
性別	男
年齢	推定70歳位
特徴	身長約160cm、体重約60kg、薄毛で白髪頭の長髪
所持品	黒色ジャンパー、紺色作業用ズボン、紺色長袖Tシャツ、黒ニット帽、黒ネックウォーマー、黒色傘

以上

(平成24年 3月16日 揭示済)

天理市告示82号

行旅死亡人の取り扱いについて
平成24年 3月16日

天理市長 南 佳 策

平成13年 4月 2日 午前10時30分頃奈良県天理市田町横川876番地 2天理ダム藤井橋下役13メートルの斜面で下記の者が発見されました。死亡年月日は、平成12年 4月頃と推定されます。

身元不明につき、検案の上、奈良県天理市豊田町天理市火葬場において火葬に付しましたので、心当たりの方は、当社会福祉事務所又は天理警察署へ申し出てください。

記

本籍 不詳
住所 不詳
氏名 不詳
性別 女
年齢 推定55歳
特徴 全身白骨化のため、特記事項なし
所持品 なし

以上

(平成24年 3月16日 揭示済)

天理市告示第83号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月16日から平成24年 5月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月16日 揭示済)

天理市告示第84号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月16日
 - 3 移動対象区域
天理市富堂町60番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月16日から平成24年 5月14日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月19日 揭示済)

天理市告示第85号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月19日から平成24年 5月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月19日 揭示済)

天理市告示第86号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、

同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年3月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年3月19日

3 移動対象区域

天理市田井庄町24番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年3月19日から平成24年5月17日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年3月19日 掲示済)

天理市告示第87号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年3月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年3月19日

3 移動対象区域

天理市滝本町45番地1先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年3月19日から平成24年5月17日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年3月21日 掲示済)

天理市告示第88号

屋外公告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成24年 3月21日

天理市長 南 佳 策

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	ホームソリューション	はり札	8	天理市櫛本町・蔵之庄長	H23. 12. 6	H23. 12. 6	市役所地下駐車場
2	前川ホーム	はり札	1	天理市二階堂上ノ庄町	H24. 3. 8	H24. 3. 8	
3	マルフク	はり札	1	天理市柳本町			
4	メモリーホーム	はり札	1	天理市柳本町			
5	不動産090-2380-4419	立看板	1	天理市二階堂南菅田町			
6	不動産住宅情報	立看板	4	天理市櫛本町・和爾町			
7	グランドゴルフ	のぼり	1	天理市勾田町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 (0743-63-1001:内線330)

(平成24年 3月21日掲示済)

天理市告示第89号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用開始する。

その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 道路の種別 市道
- 2 道路の区域

番号	路線名	変更の区間	区域変更		敷地の幅員	
			前	後	メートル	メートル
1	川原城二階堂線	川原城町市道46号線分岐	前		3.00~18.00	3477.59
		二階堂上之庄市道38号線合接	後		3.00~18.00	3476.88
11	北大路線	豊井町県道天理環状線分岐	前		11.50~17.35	3372.60
		中町国道24号線合接	後		11.50~17.35	3366.10
23	乙木合場線	乙木町市道197号線分岐	前		3.70~10.50	3557.02
		合場町田原本町界	後		4.41~10.50	3557.02
25	長柄永原線	長柄町市道47号線分岐	前		2.60~13.45	1095.44
		永原町市道23号線合接	後		2.60~13.45	1095.14
29	兵庫柳本線	兵庫町国道169号線分岐	前		2.88~8.65	2653.68
		柳本町桜井市界	後		2.88~8.65	2653.68
32	前栽藤川線	前栽町県道天理環状線分岐	前		2.50~15.35	2144.46
		中町県道筒井二階堂線合接	後		2.50~17.95	2143.26

38	二階堂田原本線	二階堂北菅田町県道天理斑鳩線分岐	前	3.35～14.45	2223.43
		庵治町川西町堺	後	3.35～14.45	2222.42
47	兵庫備前線	兵庫町市道29号線分岐	前	2.50～14.10	2857.49
		備前町県道天理王寺線合接	後	2.70～14.10	2857.49
70	乙木東西線	乙木町44番地先	前	2.60～7.10	391.15
		乙木町県道天理環状線合接	後	2.60～7.10	389.65
73	杣之内東井戸堂線	杣之内町県道天理環状線分岐	前	2.50～9.50	1821.23
		東井戸堂町286番地1先	後	2.50～9.50	1821.23
244	田永原線	田町市道73号線分岐	前	2.15～6.55	392.94
		永原町市道23号線合接	後	2.15～6.55	392.94
263	上之庄中線	二階堂上之庄町市道167号線分岐	前	1.15～3.90	211.10
		二階堂上之庄町383番地2先	後	2.50～3.05	139.10
324	田町布留川線	田町市道73号線分岐	前	5.50～7.55	330.90
		田町市道20号線合接	後	6.50～8.90	329.84
461	佐保庄線	佐保庄町市道720号線分岐	前	2.57～16.10	527.32
		佐保庄町県道天理環状線合接	後	2.57～6.50	314.19
553	荒蒔東線	稲葉町国道25号線分岐	前	5.30～7.05	522.50
		荒蒔町市道544号線合接	後	4.95～7.55	522.50
607	中町天理団地4号線	中町市道32号線分岐	前	6.00～6.05	250.85
		小路町市道32号線合接	後	6.00～6.05	245.01
621	南六条藤川西線	南六条町県道筒井二階堂線分岐	前	3.85～7.77	489.42
		中町県道筒井二階堂線合接	後	3.65～8.22	495.48

3 供用開始の区間

道路の区域変更に伴い、新たに道路となった部分

4 供用開始年月日

平成24年 4月 1日

(平成24年 3月21日 掲示済)

天理市告示第90号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があれば、いつでも交付する。

平成24年 3月21日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 3月21日 掲示済)

天理市告示第91号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月21日から平成24年 5月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月21日 掲示済)

天理市告示第92号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3月21日
 - 3 移動対象区域
天理市荒蒔町283番地2先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月21日から平成24年 5月19日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3月21日 掲示済)

天理市告示第93号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月21日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年 3月21日

3 移動対象区域

天理市櫛本町2266番地 1 先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 3月21日から平成24年 5月19日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 3月21日 掲示済)

天理市告示第94号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月21日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年 3月21日

3 移動対象区域

天理市櫛町351番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 3月21日から平成24年 5月19日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 3 月22日 揭示済)

天理市告示第95号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3 月22日から平成24年 5 月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年 3 月23日 揭示済)

天理市告示第96号

平成24年 3 月22日付で議決のあった平成23年度天理市一般会計補正予算（第5号）、平成23年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、平成23年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）、平成23年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）、平成23年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、平成23年度天理市立病院事業会計補正予算（第1号）、平成23年度天理市水道事業会計補正予算（第2号）及び平成23年度天理市下水道事業会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成24年 3 月23日

天理市長 南 佳 策

平成23年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成23年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,226,457千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市税		7,513,069	233,443	7,746,512
	1 市民税	2,982,995	90,449	3,073,444
	2 固定資産税	3,491,447	72,160	3,563,607
	3 軽自動車税	118,994	2,294	121,288
	4 市たばこ税	385,934	60,477	446,411
	5 都市計画税	533,699	8,063	541,762
14 国庫支出金		3,164,001	△244,969	2,919,032
	1 国庫負担金	2,779,350	△174,498	2,604,852
	2 国庫補助金	384,651	△70,471	290,665

款	項	修正前の額 千円	修正額 千円	計 千円
16 素支税金		1,478,801	△8,998	1,469,803
	1 素支税金	816,634	△4,201	812,433
	2 補助金	543,364	469	543,833
	3 委託金	118,803	△5,266	113,537
16 財産収入		84,602	△8,952	75,650
	1 財産運用収入	51,503	11	51,514
	2 財産売却収入	33,099	△8,963	24,136
18 繰入金		683,191	3,000	686,191
	2 特別会計繰入金	102,664	3,000	105,664
19 繰越金		359,263	125,065	484,328
	1 繰越金	359,263	125,065	484,328

20 譲収入		330,652	13,953	344,605
	5 繰入	145,023	13,953	158,976
21 市債		1,809,900	△25,000	1,784,900
	1 市債	1,809,900	△25,000	1,784,900
繰 入 合 計		24,138,915	87,542	24,226,457

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		346,259	△3,175	343,084
	1 議会費	346,259	△3,175	343,084
2 経費		2,700,987	265,441	2,966,428
	1 経費管理費	2,117,633	286,384	2,404,017
	4 選挙費	93,997	△21,315	72,682
	5 統計調査費	7,709	372	8,072
3 民生費		9,352,944	△80,400	9,272,544
	1 社会福祉費	4,153,138	106,859	4,259,998
	2 児童福祉費	4,092,226	△187,250	3,904,976
8 土木費		3,655,551	△249,295	3,406,256

	2 道路橋りょう費	537,186	△85,000	452,186
	3 河川費	92,534	△17,000	75,534
	4 都市計画費	2,745,466	△144,834	2,600,632
	5 住宅費	119,667	△2,461	117,206
10 教育費		2,753,472	164,811	2,918,283
	1 教育施設費	431,931	51,889	483,820
	2 小学校費	673,950	32,478	706,428
	3 中学校費	239,333	89,444	319,777
12 公債費		2,384,318	△11,704	2,372,614
	1 公債費	2,384,318	△11,704	2,372,614
13 額支出金		17,365	1,864	19,229
	1 公営企業費	17,365	1,864	19,229

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出	合計	24,138,915	87,542	24,226,457

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	介護福祉施設整備事業	47,212
4 衛生費	2 清掃費	ごみ処理施設整備事業	13,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋補修事業	4,736
		道路新設改良事業	143,642
	3 河川費	河川改修事業	3,682
	3 都市計画費	都市計画街路事業	98,652
		都市計画公園事業	3,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	7,000
		小学校建設事業	49,510
		小学校耐震化事業	63,718
	3 中学校費	中学校耐震化事業	80,444

第3表 債務負担行為補正

廃止

事 項	期 間	限 度 額
前 裁 小 学 校 建 設 事 業	平成23年度から平成24年度まで	千円 78,624

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 整 備 事 業	千円 6,000	証 書 借 入 れ 又は証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合又は融資条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利率に借換えることができるものとする。
計	6,000			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道 路 整 備 事 業	千円 120,000	に 同 じ	に 同 じ	に 同 じ	千円 80,500	に 同 じ	に 同 じ	に 同 じ
河 川 整 備 事 業	19,000				2,700			
都 市 計 画 街 路 事 業	113,100				69,900			
小 学 校 整 備 事 業	75,200				103,800			
通 職 手 当 費	230,600				270,000			

平成23年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成23年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,467千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,174,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,438,320	△3,041	2,435,279
	1 国庫負担金	1,846,579	516	1,847,095
	2 国庫補助金	591,741	△3,557	588,184
10 繰越金		220,355	4,508	224,863
	1 繰越金	220,355	4,508	224,863
歳 入 合 計		7,173,529	1,467	7,174,996

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		156,692	1,625	158,217
	1 総務管理費	133,795	1,625	135,420
2 保険給付費		4,844,670	5,000	4,849,670
	2 高額療養費	536,345	5,000	538,345
3 保健事業費		78,448	△5,158	65,290
	2 保健事業費	21,877	△5,158	16,719
歳 出 合 計		7,173,539	1,467	7,174,996

平成23年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成23年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,227,854千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		943,283	2,857	946,220
	1 国庫補助金	236,988	2,857	238,842
歳 入 合 計		4,224,997	2,857	4,227,854

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		70,158	2,857	73,015
	2 徴収費	9,483	7,038	16,498
	3 介護認定審査会費	46,197	△4,178	41,929
歳 出 合 計		4,224,997	2,857	4,227,854

平成23年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成23年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,564千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 3,694	千円 △3,694	千円 0
	1 他会社繰入金	3,694	△3,694	0
2 繰越金		1,809	2,554	2,554
	1 繰越金	1,809	2,554	2,554
3 諸収入		24,464	4,486	23,010
	1 繰入	24,464	4,486	23,010
歳入合計		31,380	5,284	36,564

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		千円 29,064	千円 2,264	千円 31,328
	1 公債費	29,064	2,264	31,328
3 諸支出金		0	3,080	3,080
	1 繰出金	0	3,080	3,080
歳出合計		31,303	5,284	36,564

平成23年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253,158千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ538,841千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国庫支出金		157,580	△35,008	122,572
	1 国庫補助金	157,580	△35,008	122,572
2 繰入金		219,797	△40,511	179,286
	1 他会計繰入金	139,037	△20,511	118,526
	2 基金繰入金	80,760	△20,000	60,760
3 繰越金		109	2,332	2,441
	1 繰越金	109	2,332	2,441
5 寄附		214,400	△52,598	161,802
	1 寄附	214,400	△52,598	161,802

款	項	修正前の額 千円	修正額 千円	計 千円
6 保留地処分金		209,600	△127,479	72,521
	1 保留地処分金	209,600	△127,479	72,521
歳 入 合 計		791,999	△253,158	538,841

2 歳 出

款	項	修正前の額 千円	修正額 千円	計 千円
1 土地区画整理事業費		788,642	△253,158	535,484
	1 土地区画整理事業費	788,642	△253,158	535,484
歳 出 合 計		791,999	△253,158	538,841

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1	1		千円
土地区画整理事業費	土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	304,496

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円				千円			
	214,400	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	161,900	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ

平成23年度 天理市立病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度天理市立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度天理市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「33,050人」を「29,928人」に、同条第3号中「91人」を「82人」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,956,539 千円	50,988 千円	2,007,527 千円
第1項 医業収益	1,848,207 千円	△ 78,751 千円	1,769,456 千円
第2項 医業外収益	108,331 千円	129,739 千円	238,070 千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,956,539 千円	50,988 千円	2,007,527 千円
第1項 医業費用	1,911,244 千円	38,104 千円	1,949,348 千円
第2項 医業外費用	43,429 千円	12,884 千円	56,313 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条中「1,235,865千円」を「1,346,277千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第9条中、他会計からの補助金を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
一 般 会 計	293,721 千円	104,450 千円	398,171 千円

（たな卸資産の購入限度額）

第6条 予算第10条中「269,157千円」を「204,301千円」に改める。

平成23年度 天理市立病院事業会計補正予算(第1号)実施計画
収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備考	(千円)	
1. 病院事業収益			50,988	既決予定額	1,956,539	
					計	2,007,527
	1. 医療収益		△ 78,751	既決予定額	1,848,207	
					計	1,769,456
		1. 入院収益	△ 80,651	既決予定額	895,440	
				1.入院収益	△ 80,651	
				計	814,789	
	3. その他医療収益	1,900	既決予定額	300,558		
			5.他会計負担金	1,900		
				計	302,458	
2. 医療外収益			129,739	既決予定額	108,331	
				計	238,070	
	2. 他会計補助金	102,550	既決予定額	99,214		
			1.一般会計補助金	102,550		
				計	201,764	
3. 他会計負担金	27,189	既決予定額	1			
		1. 他会計負担金	27,189			
			計	27,190		

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)		
1. 病 院 事業 費用			50,988	既決予定額	1,956,539		
				計	2,007,527		
	1. 医 業 費用			38,104	既決予定額	1,911,244	
					計	1,949,348	
		1. 給 与 費		110,412	既決予定額	1,235,865	
						1. 給 料	△ 24,317
						2. 手 当	△ 24,613
						3. 賃 金	35,069
						4. 法定福利費	△ 1,458
						5. 退職給与金	125,731
					計	1,346,277	
2. 材 料 費			△ 60,406	既決予定額	269,157		
				1. 薬 品 費	△ 33,886		
				2. 診療材料費	△ 21,817		
				3. 給食材料費	△ 2,579		
				4. 医療消耗備品	△ 2,124		
			計	208,751			
3. 経 費		△ 11,902	既決予定額	333,431			
				7. 光熱水費	△ 1,525		
				11. 修繕費	△ 6,974		
				13. 賃借料	8,064		
				15. 委託料	△ 11,467		
			計	321,529			
2. 医業外 費用			12,884	既決予定額	43,429		
				計	56,313		
	4. 負 担 金		12,884	既決予定額	15,173		
				2. 退職手当負担金	12,884		
			計	28,057			

平成23年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
受入資金	2,616,766	2,979,742	362,976
1. 事業収益	1,368,225	1,282,111	△ 86,114
2. 固定資産売却代金	0	1	1
3. 前年度未収金	219,671	206,561	△ 13,110
4. 企業債	55,000	11,000	△ 44,000
5. 他会計補助金	129,019	226,833	97,814
6. 他会計負担金	174,882	199,613	24,731
7. 前年度繰越金	38,123	84,779	46,656
8. 預り金	120,395	118,068	△ 2,327
9. 寄附金	0	1	1
10. その他受入金	1,451	775	△ 676
11. 一時借入金	510,000	850,000	340,000

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
支払資金	2,531,987	2,858,418	326,431
1. 事業費用	1,678,212	1,600,307	△ 77,905
2. 建設改良費	57,955	15,015	△ 42,940
3. 企業債償還金	72,489	61,974	△ 10,515
4. 前年度未払金	291,897	261,904	△ 29,993
5. 前渡金	1,000	1,150	150
6. 預り金その他	120,434	118,068	△ 2,366
7. 一時借入金償還金	310,000	800,000	490,000
差 引	84,779	121,324	36,545

補正予算給与費明細書

1. 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	106	442,466	184,023	554,671	1,181,160	165,117	1,346,277
	資本勘定 支弁職員							
	合計	106	442,466	184,023	554,671	1,181,160	165,117	1,346,277
補正前	損益勘定 支弁職員	114	466,783	148,954	453,553	1,069,290	166,575	1,235,865
	資本勘定 支弁職員							
	合計	114	466,783	148,954	453,553	1,069,290	166,575	1,235,865
比較	損益勘定 支弁職員	△ 8	△ 24,317	35,069	101,118	111,870	△ 1,458	110,412
	資本勘定 支弁職員							
	合計	△ 8	△ 24,317	35,069	101,118	111,870	△ 1,458	110,412

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間 勤務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)
	補正後		11,587	23,723	19,992	4,088	36,860	7,919
補正前		12,108	25,230	21,252	4,764	36,048	10,043	29,998
比較		△ 521	△ 1,507	△ 1,260	△ 676	812	△ 2,124	△ 3,650

手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	子ども 手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後		5,709	65,322	110,904	56,493	6,877
補正前		6,338	67,312	119,585	61,125	6,632	53,118
比較		△ 629	△ 1,990	△ 8,681	△ 4,632	245	125,731

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備 考
給料	△ 24,317	給与改定に伴う増減分	△ 545	給与改正の状況 給与の改定率 △0.19% 給与改定実施時期 平成23年12月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 23,772	職員異動状況 (現在に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 113人 △7人 106 補正前 112人 2人 114人 増 減 △3人 △5人 △8人 採用・退職の状況等 採用による増 2人 退職による減 △9人 採用見込増 人 採用見込減 △1人
手当	101,118	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	101,118	退職者の増

3. 給料及び手当の状況

(1)職員1人当たりの給与

区 分		医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
平成24年 3月1日 現在	平均給料月額 (円)	473,123	320,945	377,694	302,930	321,650	312,019
	平均給与月額 (円)	928,618	406,096	462,368	353,783	375,657	339,140
	平均年齢 (歳)	40.6	43.4	56.3	41.5	47.6	57.1
平成22年 12月1日 現在	平均給料月額 (円)	493,277	318,990	385,507	294,185	333,844	320,033
	平均給与月額 (円)	953,357	385,403	458,337	334,059	387,797	343,339
	平均年齢 (歳)	46.9	44.2	56.2	39.7	48.6	56.2

(2)初任給

区 分	医 師 医療職(1) (円)	看護師 医療職(3) (円)	准看護師 医療職(3) (円)	医療技術職員 医療職(2) (円)	事務職員 行政職 (円)	一般会計の制度 行政職(円)
高校卒			1 - 5 159,000		1 - 9 144,500	1 - 9 144,500
大学卒	1 - 25 323,600	2 - 9 198,300		2 - 5 184,500	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区分	医師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
平成24年 3月1日 現在	1級	2	15	1級			1級			1級	1	4	1級			1級		
	2級	6	46	2級	9	18	2級			2級	8	32	2級	1	12	2級		
	3級	4	31	3級	11	21	3級			3級	2	8	3級	1	11	3級	2	40
	4級	1	8	4級	25	49	4級	3	100	4級	5	20	4級	3	33	4級	3	60
				5級	5	10	5級			5級	9	36	5級		0	5級		
				6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
													7級	1	11	7級		
													8級					
	計	13	100		51	100		3	100		25	100		9	100		5	100

区分	医師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
平成22年 12月1日 現在	1級			1級			1級			1級	3	13	1級	1	11	1級		
	2級	7	54	2級	18	31	2級			2級	7	29	2級		0	2級		
	3級	5	38	3級	7	12	3級			3級	1	4	3級		0	3級	2	33
	4級	1	8	4級	28	47	4級	5	100	4級	5	21	4級	4	45	4級	4	67
				5級	5	8	5級			5級	8	33	5級		0	5級		
				6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
													7級	1	11	7級		
													8級					
	計	13	100		59	100		5	100		24	100		9	100		6	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医療職 (1)	医 師	部 長 医 長	副院長 医局長	院 長			
医療職 (2)	主 事	主 事	主 査	主 任	薬局長 技師長		
医療職 (3)	主 事	主 事	主 査	主任看護師	副看護部長 看護師長	看護部長	
行政職	主 事	主 事	主 査	係 長	課長補佐	事務局次長 課 長 主 幹	事務局長

(4)昇給

区 分		合 計	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他	
補 正 後	職員数 (A) (人)	106	13	51	3	25	9	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	81	11	43	1	19	6	1	
	号給数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)		76.4	84.6	84.3	33.3	76.0	66.7	20.0	
補 正 前	職員数 (A) (人)	114	13	59	3	25	9	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	88	11	49	0	21	6	1	
	号給数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)		77.2	84.6	83.1	0.0	84.0	66.7	20.0	

(5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
給料総額に対する比率(%)	11	28.0	7.8	6.4	0.2	0	0
支給対象職員の比率 (%) (平成24年3月1日現在)	59.4	12.3	41.5	1.9	3.8	0	0
支給対象職員1人当り 平均支給月額 (円)	90,776	302,412	38,125	45,000	5,000	0	0
代表的な特殊勤務手当の 名 称	医師手当、夜間看護手当、放射線技師手当、救急勤務医手当、 分娩手当						

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	1.95	2.00	3.95	有	
補 正 前	1.95	2.00	3.95	有	
一般会計の制度	1.95	2.00	3.95	有	

(7) 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	一般会計 の制度 と同じ	
一般会計 の 制 度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早退 退職特例措置 (1~20%加算)	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	一般会計と同じ	
地 域 手 当	〃	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

平成23年度天理市立病院事業予定貸借対照表

(平成24年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		20,212	
ロ 建 物	1,933,397		
減価償却累計額	<u>951,680</u>	981,717	
ハ 構 築 物	105,022		
減価償却累計額	<u>77,605</u>	27,417	
ニ 器 械 備 品	902,336		
減価償却累計額	<u>815,517</u>	86,819	
ホ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>4,358</u>	<u>1,368</u>	

有形固定資産合計

1,117,533

固定資産合計

1,117,533

2 流動資産

(1) 現金預金

121,324

(2) 未収金

202,669

(3) 貯蔵品

10,034

(4) 前払金

775

(5) 前渡金

0

流動資産合計

334,802

3 繰延勘定

(1) 控除対象外消費税額

7,720

繰延勘定合計

7,720

資産合計

1,460,055

負 債 の 部		
4 固定負債		
(1) 退職給与引当金	2,114	
(2) 修繕引当金	<u>43</u>	
固定負債合計		2,157
5 流動負債		
(1) 一時借入金	250,000	
(2) 未払金	236,029	
(3) 預り金	<u>7,550</u>	
流動負債合計		<u>493,579</u>
負債合計		495,736
資 本 の 部		
6 資本金		
(1) 自己資本金	183,492	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>421,281</u>	
借入資本金合計	<u>421,281</u>	
資本金合計		604,773
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 補助金	1,539,023	
ロ 寄附金	<u>3,200</u>	
資本剰余金合計	1,542,223	
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,182,677</u>	
欠損金合計	<u>1,182,677</u>	
剰余金合計		<u>359,546</u>
資本合計		<u>964,319</u>
負債資本合計		<u>1,460,055</u>

平成23年度天理市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成23年度天理市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成23年度天理市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,416,496千円	1,964千円	2,418,360千円
第1項 営業収益	2,403,503千円	△433千円	2,403,070千円
第2項 営業外収益	12,982千円	2,297千円	15,279千円

(株会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「16,698千円」を「18,995千円」に改める。

平成23年度天理市水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入			予定額(千円)	備 考 (千円)
款	項	目		
1 水道事業収益			1,864	既決予定額 2,416,496 計 2,418,360
	1 営業収益		△ 433	既決予定額 2,403,503 計 2,403,070
		3 その他営業収益	△ 433	既決予定額 2,604 3 他会計負担金 △ 433 計 2,171
	2 営業外収益		2,297	既決予定額 12,982 計 15,279
		2 他会計補助金	2,297	既決予定額 6,196 1 他会計補助金 2,297 計 8,493

平成23年度天理市水道事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	前年度決算額	当年度予定額	増 減
受入資金	6,263,199	5,817,559	△ 445,640
1 水道事業収益	2,321,597	2,176,998	△ 144,599
2 工事負担金	39,874	49,553	9,679
3 固定資産売却代金	0	10	10
4 補助金	10,230	10,502	272
5 前年度未収金	259,281	309,236	49,955
6 投資償還金	587,760	294,060	△ 293,700
7 その他	1,473,305	1,204,194	△ 269,111
8 前年度繰越金	1,571,152	1,773,006	201,854
支払資金	4,490,193	4,337,656	△ 152,537
1 水道事業費用	1,395,321	1,489,846	94,525
2 建設改良費	176,957	587,645	410,688
3 企業償還金	307,055	310,756	3,701
4 前年度未払金	278,690	379,865	101,175
5 投 資	396,588	300,000	△ 96,588
6 その他	1,935,582	1,269,544	△ 666,038
差 引	1,773,006	1,479,903	△ 293,103

平成23年度天理市水道事業予定貸借対照表
(平成24年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		521,275	
ロ 建 物	1,389,689		
減価償却累計額	<u>457,844</u>	931,845	
ハ 構 築 物	20,846,320		
減価償却累計額	<u>9,275,324</u>	11,570,996	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,936,163		
減価償却累計額	<u>3,621,897</u>	1,314,266	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	29,268		
減価償却累計額	<u>23,623</u>	5,645	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	94,799		
減価償却累計額	<u>75,484</u>	19,315	
ト 量 水 器	80,157		
減価償却累計額	<u>38,896</u>	41,261	
有形固定資産合計			14,404,603
(2) 投 資			
イ 投資有価証券		<u>795,932</u>	
投資合計			<u>795,932</u>
固定資産合計			15,200,535
2 流 動 資 産			
(1) 現金預金		1,479,903	
(2) 未 収 金		251,988	
(3) 貯 蔵 品		6,915	
(4) その他流動資産		<u>414</u>	
流動資産合計			<u>1,739,220</u>
資産合計			<u>16,939,755</u>

負 債 の 部		
3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	587,665	
(2) 修繕引当金	<u>384,188</u>	
固定負債合計		971,853
4 流動負債		
(1) 未払金	145,817	
(2) 預り金	<u>121,985</u>	
流動負債合計		<u>267,802</u>
負債合計		<u>1,239,655</u>
資 本 の 部		
5 資本金		
(1) 自己資本金	4,642,378	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>4,178,178</u>	
借入資本金合計	<u>4,178,178</u>	
資本金合計		8,820,556
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	47,568	
ロ 工事負担金	2,284,875	
ハ 分担金	1,941,360	
ニ 国庫補助金	947,404	
ホ 寄附金	<u>1,495,400</u>	
資本剰余金合計		6,716,607
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	50,000	
ロ 当年度末処分利益剰余金	<u>112,937</u>	
利益剰余金合計		<u>162,937</u>
剰余金合計		<u>6,879,544</u>
資本合計		<u>15,700,100</u>
負債資本合計		<u>16,939,755</u>

平成23年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成23年度天理市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成23年度天理市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2)年間総排水量	7,515,652㎡	1,184,154㎡	8,699,806㎡
(3)主要な建設改良事業			
管渠整備事業等	274,867千円	△49,000千円	225,867千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,519,379千円	380千円	2,519,759千円
第2項 営業外収益	1,100,680千円	380千円	1,101,060千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	2,729,413千円	10,174千円	2,739,587千円
第1項 営業費用	2,055,659千円	2,437千円	2,058,096千円
第2項 営業外費用	672,349千円	4,446千円	676,796千円
第3項 特別損失	1,305千円	3,291千円	4,596千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額819,973千円は、当年度分損益勘定留保資金819,973千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額835,965千円は、過年度分損益勘定留保資金369,053千円及び当年度分損益勘定留保資金466,912千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 下水道事業資本的収入	964,312千円	△64,100千円	900,212千円
第1項 企業債	176,200千円	△45,000千円	131,200千円
第2項 負担金	54,755千円	△17,100千円	37,655千円
第3項 補助金	717,357千円	△2,000千円	715,357千円
	支		出
第1款 下水道事業資本的支出	1,784,285千円	△48,108千円	1,736,177千円
第1項 建設改良費	330,302千円	△49,000千円	281,302千円
第3項 企業債償還金	1,437,983千円	892千円	1,438,875千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条中「1,745,872千円」を「1,746,252千円」に改める。

平成23年度天理市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業 収 益			380	既決予定額 2,519,379 計 2,519,759
	2 営業外収益		380	既決予定額 1,100,680 計 1,101,060
		1 他会計補助金	380	既決予定額 1,100,515 1 他会計補助金 380 計 1,100,895

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 下水道事業 費 用			10,174	既決予定額 2,729,413 計 2,739,587
	1 営業費用		2,437	既決予定額 2,055,659 計 2,058,096
		8 資産減耗費	2,437	既決予定額 0 1 固定資産 除却費 2,437 計 2,437
	2 営業外費用		4,446	既決予定額 672,349 計 676,795
		3 消費税及び 地方消費税	4,446	既決予定額 47,734 1 消費税及び 地方消費税 4,446 計 52,180
	3 特別損失		3,291	既決予定額 1,305 計 4,596
		1 過年度損益 修正損	3,291	既決予定額 1,305 1 過年度損益 修正損 3,291 計 4,596

資本的収入及び支出

収 入					
款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)	
1 下水道事業 資本的収入			△ 64,100	既決予定額 964,312 計 900,212	
	1 企業債		△ 45,000	既決予定額 176,200 計 131,200	
		1 企業債		△ 45,000	既決予定額 176,200
					1 公共下水道事業費 △ 18,300 2 特定用途保全公共下水道事業費 △ 11,700 3 農業集落排水施設事業債 △ 15,000 計 131,200
	2 負担金		△ 17,100	既決予定額 54,755 計 37,655	
		1 他会計負担金		△ 17,100	既決予定額 53,091 1 他会計負担金 △ 17,100 計 35,991
	3 補助金		△ 2,000	既決予定額 717,357 計 715,357	
		2 国庫補助金		△ 2,000	既決予定額 72,000 1 国庫補助金 △ 2,000 計 70,000

支 出					
款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)	
1 下水道事業 資本的支出			△ 48,108	既決予定額 1,784,285 計 1,736,177	
	1 建設改良費		△ 49,000	既決予定額 330,302 計 281,302	
		1 公共下水道整備費		△ 8,000	既決予定額 54,100 1 管渠整備費 △ 8,000 計 46,100
			4 農業集落排水施設整備費		△ 13,000

款	項	目	予定額(千円)	備考(千円)
		5 雨水ポンプ場 整備費	△ 28,000	既決予定額 153,000 1 委託料 △ 28,000 計 125,000
	3 企業債 償還金		892	既決予定額 1,437,983 計 1,438,875
		1 企業債 償還金	892	既決予定額 1,437,983 1 企業債償還金 892 計 1,438,875

平成23年度天理市下水道事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	前年度決算額	当年度予定額	増 減
受 入 資 金	3,955,396	3,839,208	△ 116,188
1 下 水 道 事 業 収 益	2,201,445	2,385,960	184,515
2 企 業 債	486,700	131,200	△ 355,500
3 負 担 金	39,944	37,489	△ 2,455
4 補 助 金	833,565	715,357	△ 118,208
5 長期貸付金回収金	6,391	6,000	△ 391
6 前年度未収金	288,492	242,510	△ 45,982
7 そ の 他	59,646	10,000	△ 49,646
8 前年度繰越金	39,213	310,692	271,479
支 払 資 金	3,644,704	3,329,404	△ 315,300
1 下 水 道 事 業 費 用	1,394,290	1,420,903	26,613
2 建 設 改 良 費	732,959	253,172	△ 479,787
3 長 期 貸 付 金	2,970	10,000	7,030
4 企 業 債 償 還 金	1,418,189	1,438,875	20,686
5 前年度未払金	33,803	181,161	147,358
6 そ の 他	62,493	25,293	△ 37,200
差 引	310,692	509,804	199,112

平成23年度天理市下水道事業予定貸借対照表
(平成24年3月31日)

(単位:千円)

		資 産 の 部		
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ	土 地		137,329	
ロ	建 物	159,191		
	減価償却累計額	<u>8,314</u>	150,877	
ハ	構 築 物	42,377,202		
	減価償却累計額	<u>2,095,549</u>	40,281,653	
ニ	機 械 及 び 装 置	1,479,596		
	減価償却累計額	<u>146,093</u>	1,333,503	
ホ	車 両 及 び 運 搬 具	213		
	減価償却累計額	<u>203</u>	10	
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	232		
	減価償却累計額	<u>216</u>	16	
ト	建 設 仮 勘 定		<u>16,191</u>	
	有形固定資産合計			41,919,579
(2) 無形固定資産				
イ	地 上 権		176	
ロ	電 話 加 入 権		260	
ハ	施 設 利 用 権		<u>2,056,337</u>	
	無形固定資産合計			2,056,773
(3) 投 資				
イ	長 期 貸 付 金		13,656	
ロ	基 金		<u>36,344</u>	
	投資合計			<u>50,000</u>
	固定資産合計			44,026,352
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金				
			509,804	
(2) 未 収 金				
			<u>142,883</u>	
	流動資産合計			<u>652,687</u>
	資産合計			<u>44,679,039</u>

負債の部		
3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	23,330	
固定負債合計		23,330
4 流動負債		
(1) 未払金	103,312	
(2) 預り金	572	
流動負債合計		103,884
負債合計		127,214
資本の部		
5 資本金		
(1) 自己資本金	3,233,171	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	25,504,365	
借入資本金合計	25,504,365	
資本金合計		28,737,536
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	1,902,184	
ロ 受益者負担金	360,916	
ハ 国庫補助金	11,292,184	
ニ 県補助金	1,336,898	
ホ 他会計補助金	1,243,503	
ヘ 他会計負担金	67,722	
資本剰余金合計	16,203,407	
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	389,118	
欠損金合計	389,118	
剰余金合計		15,814,289
資本合計		44,551,825
負債資本合計		44,679,039

(平成24年3月23日揭示済)

天理市告示第97号

平成24年3月22日付で議決のあった平成24年度天理市一般会計予算、平成24年度天理市国民健康保険特別会計予算、平成24年度天理市介護保険特別会計予算、平成24年度天理市後期高齢者医療特別会計予算、平成24年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算、平成24年度土地区画整理事業特別会計予算、平成24年度天理市立病院事業会計予算、平成24年度水道事業会計予算及び平成24年度天理市下水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成24年3月23日

天理市長 南 佳 策

平成24年度天理市一般会計予算

平成24年度天理市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,718,593千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市税		7,516,838 千円
	1 市民税	3,198,675
	2 固定資産税	3,293,318
	3 軽自動車税	120,619
	4 市たばこ税	400,000
	5 都市計画税	503,728
2 地方譲与税		178,000
	1 地方税負担金等	54,000
	2 自動車重量税等	124,000

款	項	金額
3 利子割交付金		30,000 千円
	1 利子割交付金	30,000
4 配当割交付金		27,000
	1 配当割交付金	27,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 地方消費税交付金		655,000
	1 地方消費税交付金	655,000
7 ゴルフ場利用税交付金		52,290
	1 ゴルフ場利用税交付金	52,290
8 自動車取得税交付金		54,000

	1 自動車取得税交付金	54,000
9 地方特別交付金		35,000
	1 地方特別交付金	35,000
10 地方交付税		5,446,363
	1 地方交付税	5,446,363
11 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12 分配金及び負担金		385,542
	1 分配金	5,017
	2 負担金	380,525
13 使用料及び手数料		385,840
	1 使用料	216,769

款	項	金額
	2 手数料	189,072 千円
14 国庫支出金		2,708,021
	1 国庫負担金	2,517,164
	2 国庫補助金	173,066
	3 委託金	17,791
15 県支支出金		1,349,927
	1 県負担金	850,046
	2 県補助金	402,895
	3 委託金	96,986
16 財産収入		67,022
	1 財産運用収入	63,136

	2 財産売却収入	13,886
17 費用金		1,300,003
	1 費用金	1,300,003
18 繰入金		550,300
	1 基金繰入金	550,300
19 繰越金		138,593
	1 繰越金	138,593
20 雑収入		311,454
	1 雑費金加算金及び過料	4,800
	2 市債金利子	559
	3 貸付金元利収入	30,064
	4 委託事業収入	157,266

款	項	金額
	5 繰入	138,765 千円
21 市債		1,510,900
	1 市債	1,510,900
繰 入 合 計		22,718,593

基 出

款	項	金 額
1 議会費		300,288 千円
	1 議会費	300,288
2 総務費		2,492,404
	1 総務管理費	1,989,390
	2 徴収費	294,987
	3 戸籍住民基本台帳費	145,664
	4 選挙費	20,466
	5 統計調査費	9,738
	6 監査委員費	32,159
3 民生費		8,896,801

款	項	金 額
	1 社会福祉費	9,892,833 千円
	2 児童福祉費	3,896,638
	3 生活保護費	1,108,079
	4 災害救助費	351
4 衛生費		1,530,644
	1 保健衛生費	301,354
	2 清掃費	1,029,290
5 労働費		14,552
	1 労働経費	14,552
6 農林費		291,323
	1 農家費	270,661

	2 林業費	20,762
7 商工費		194,936
	1 商工費	194,936
8 土木費		3,049,198
	1 土木管理費	183,096
	2 道路橋りょう費	409,281
	3 河川費	80,348
	4 都市計画費	2,254,360
	5 仕宅費	122,114
9 消防費		832,634
	1 消防費	832,634
10 教育費		2,670,164

款	項	金額
	1 教育総務費	436,680 ^{千円}
	2 小学校費	622,810
	3 中学校費	248,803
	4 幼稚園費	663,084
	5 社会教育費	631,591
	6 保健体育費	177,106
11 災害復旧費		22,824
	1 公共土木施設災害復旧費	10,671
	2 森林施設災害復旧費	12,153
12 公債費		2,394,476
	1 公債費	2,394,476

13 歳末出金		18,369
	1 公営企業費	18,369
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		22,718,593

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天理市土地開発公社に対する債務保証	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	2,800,000 千円
環境基本計画策定業務委託事業	平成24年度から平成25年度まで	5,040
山の辺小学校屋内運動場耐震改修事業	平成24年度から平成25年度まで	23,352

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
清掃施設整備事業	11,500	証券借入れ又は 証券発行	年 5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に換換えすることができるものとする。
道路整備事業	29,900			
河川整備事業	22,600			
都市計画街路事業	77,200			
幼稚園整備事業	17,000			
退職手当債	67,100			
臨時財政対策債	1,285,600			
計	1,510,900			

平成24年度天理市国民健康保険特別会計予算

平成24年度天理市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,144,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		1,479,136 千円
	1 国民健康保険料	1,479,136
2 使用料及び手数料		130
	1 手数料	130
3 国庫支出金		2,541,959
	1 国庫負担金	1,979,339
	2 国庫補助金	562,620
4 療養給付費交付金		263,799
	1 療養給付費交付金	263,799

款	項	金額
5 前期高齢者交付金		1,107,964 千円
	1 前期高齢者交付金	1,107,964
6 県支出名		374,114
	1 県負担金	46,806
	2 県補助金	327,308
7 共同事業交付金		737,036
	1 共同事業交付金	737,036
8 財産収入		150
	1 財産運用収入	150
9 繰入金		518,451
	1 他会計繰入金	418,451

	2 基金繰入金	100,000
10 繰入金		118,295
	1 繰入金	118,295
11 雑収入		3,166
	1 雑費金及び送料	2
	2 市預金利息	1
	3 雑入	3,163
款 入 合 計		7,144,200

歳 出

款	項	金 額
1 給養費		148,639 千円
	1 給養管理費	125,115
	2 徴収費	22,896
	3 運営協議会費	628
2 保険給付費		4,848,281
	1 療養給費	4,297,710
	2 高額療養費	486,310
	3 移送費	150
	4 出産育児給費	60,511
	5 葬祭給費	3,600

3 後期高齢者支援金等		879,765
	1 後期高齢者支援金等	879,765
4 前期高齢者納付金等		2,001
	1 前期高齢者納付金等	2,001
5 老人保健拠出金		75
	1 老人保健拠出金	75
6 介護納付金		366,319
	1 介護納付金	366,319
7 共同事業拠出金		828,916
	1 共同事業拠出金	828,916
8 保健事業費		61,023
	1 特定感染症診査等事業費	45,720

款	項	金額
	2 保険事業費	15,803 千円
9 基金積立金		150
	1 基金積立金	150
10 公債費		1,070
	1 一般公債費	1,070
11 繰上支出金		6,961
	1 償還金及び還付加算金	6,601
	2 特別措置対象被保険者療養費	360
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		7,144,200

平成24年度天理市介護保険特別会計予算

平成24年度天理市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,163,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 介護保険料		792,882 千円
	1 介護保険料	792,882
2 分償金及び負担金		1,974
	1 負担金	1,974
3 使用料及び手数料		49
	1 手数料	49
4 国庫支出金		984,221
	1 国庫負担金	721,407
	2 国庫補助金	262,814

款	項	金額
5 支払基金交付金		1,208,894 ^{千円}
	1 支払基金交付金	1,208,894
6 県支出金		631,201
	1 県負担金	578,010
	2 県補助金	53,191
7 財産収入		197
	1 財産運用収入	197
8 繰入金		546,598
	1 他会計繰入金	546,597
	2 基金繰入金	1
9 繰越金		2,778

	1 繰越金	2,778
10 雑収入		6
	1 延滞金、加算金及び滞料	2
	2 有価金利子	1
	3 雑入	3
歳 入 合 計		4,163,800

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		79,036 千円
	1 総務管理費	21,539
	2 徴収費	9,486
	3 介護認定審査会費	47,645
	4 介護保険事業推進費	366
2 保険給付費		3,998,200
	1 介護サービス等諸費	3,474,984
	2 介護予防サービス等諸費	310,692
	3 その他諸費	6,324
	4 高額介護サービス等費	66,000

	5 高額医療合算介護サービス等費	10,000
	6 特定入所者介護サービス等費	180,200
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		82,833
	1 介護予防事業費	14,776
	2 包括的支援事業・任意事業費	68,057
5 基金積立金		198
	1 基金積立金	198
6 雑支出金		3,532
	1 償還金及び滞付加算金	3,532
歳 出 合 計		4,163,800

平成24年度天理市後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度天理市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ644,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		460,100 千円
	1 後期高齢者医療保険料	460,100
2 使用料及び手数料		0
	1 手数料	0
3 繰入金		172,622
	1 他会計繰入金	172,622
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 雑収入		12,069

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	2 千円
	2 償還金及び還付加算金	505
	3 市預金利子	1
	4 雑入	11,561
歳 入 合 計		644,800

歳 出

款	項	金額
1 給費		11,712 千円
	1 給費管理費	9,550
	2 徴収費	2,162
2 後期高齢者医療広域連合納付金		620,727
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	620,727
3 健康事業費		11,856
	1 健康保持増進事業費	11,856
4 雑支出金		505
	1 償還金及び還付加算金	505
歳 出 合 計		644,800

平成24年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成24年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		3,981 千円
	1 他会社繰入金	3,981
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 雑収入		20,519
	1 雑入	20,519
歳 入 合 計		25,500

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		2,236 千円
	1 業務管理費	2,236
2 公債費		23,264
	1 公債費	23,264
歳 出 合 計		25,500

平成24年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

平成24年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ546,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		78,500 千円
	1 国庫補助金	78,500
2 雑入金		185,398
	1 他会計雑入金	112,934
	2 基金雑入金	72,464
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 雑収入		2
	1 市債金利息	1

款	項	金額
	2 雑入	1 千円
5 市債		82,300
	1 市債	82,300
6 保留増処分金		200,000
	1 保留増処分金	200,000
7 財産収入		100
	1 財産運用収入	100
歳入合計		546,400

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		540,634 千円
	1 土地区画整理事業費	540,634
2 公債費		5,566
	1 公債費	5,566
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		546,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
区 画 整 理 事 業	千円 82,300	証券借入れ又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利率に借換えることができるものとする。
計	82,300			

平成24年度 天理市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度天理市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の子定量)

第2条 業務の子定量は、次のとおりとする。

(1)	病床数	129床
(2)	年間患者数	
	入院延	31,237人
	外来延	77,190人
(3)	一日平均患者数	
	入院	86人
	外来	310人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病院事業収益		1,941,961千円
第1項	医療収益		1,834,892千円
第2項	医療外収益		107,068千円
第3項	特別利益		1千円

	支	出	
第1款	病院事業費用		1,941,961千円
第1項	医療費用		1,904,444千円
第2項	医療外費用		36,396千円
第3項	特別損失		821千円
第4項	予備費		300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額31,880千円は当年度分損益勘定留保資金31,880千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的収入		96,050千円
第1項	企業債		55,000千円
第2項	補助金		41,048千円
第3項	固定資産売却代金		1千円
第4項	寄附金		1千円

	支	出	
第1款	資本的支出		127,930千円
第1項	建設改良費		58,000千円
第2項	企業債償還金		69,730千円
第3項	予備費		200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建物整備及び医療器械購入	千円 55,000	証書借入	% 5.0以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,234,775千円

(他会計からの補助金)

第9条 国、県及び一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

国庫 1,575千円、県費 1千円、一般会計 298,527千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、268,484千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	器械備品	全身用X線CT装置	数量一式

平成24年度 天理市立病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 病 院 事業収益			1,941,961	
	1. 医業収益		1,834,892	
		1. 入 院 収 益	866,294	医業活動から生ずる収益
		2. 外 来 収 益	664,742	＃
		3. そ の 他 医 業 収 益	303,856	室料差額収益及び その他医業収益等
	2. 医 業 外 収 益		107,068	
		1. 受 取 利 息 配 当 金	45	預金利子
		2. 他会計補助金	97,955	法定内繰入金他
		3. 他会計負担金	1	
		4. 患 者 外 給 食 収 益	725	患者付添人給食収益
		5. そ の 他 医 業 外 収 益	8,341	百販機、公衆電話受託手 数料等
		6. 消費税及び 地方消費税 還 付 金	1	
	3. 特別利益		1	
		1. 過 年 度 損 益 修 正 益	1	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考	
1. 病 院 事業費用			1,941,961		
	1. 医業費用		1,904,444		
		1. 給 与 費	1,234,775	職員の給料、諸手当、賞金 法定福利費及び退職給与金	
		2. 材 料 費	268,484	医業活動に必要な薬品等	
		3. 経 費	330,433	光熱水費等	
		4. 減 価 償 却 費	62,489	建物等の減価償却費	
		5. 資 産 減 耗 費	5,501	固定資産除去費等	
		6. 研 究 研 修 費	2,761		
		7. 臨 床 研 修 医 負 担 金	1		
		2. 医業外 費 用		36,396	
			1. 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	20,192	企業債利子償還金及び 財政調整一時借入金利子
			2. 繰 延 勘 定 償 却	1,906	控除対象外消費税額
			3. 患 者 外 給 食 材 料 費	313	患者付添人給食材料費
			4. 負 担 金	10,470	託児所運営負担金及び 退職手当負担金
			5. 雑 損 失	2	
			6. 雑 支 出	1	
			7. 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	3,512	
		3. 特別損失		821	
			1. 過 年 度 損 益 修 正 損	820	過年度損益修正損
			2. そ の 他 特 別 損 失	1	
		4. 子 備 費		300	
		1. 子 備 費	300		

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 資本的 収 入			96,050	
	1. 企業債		55,000	
		1. 企業債	55,000	
	2. 補助金		41,048	
		1. 他会計補助金	41,048	法定内繰入金
	3. 固定資産 売却代金		1	
		1. 固定資産 売却代金	1	
	4. 寄附金		1	
		1. 寄 附 金	1	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考
1. 資本的 支 出			127,930	
	1. 建設 改良費		58,000	
		1. 器械購入費	58,000	
	2. 企業債 償還金		69,730	
		1. 企業債償還金	69,730	企業債元金償還金
	3. 予備費		200	
		1. 予 備 費	200	

平成24年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算見込額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
受入資金	2,979,742	2,876,947	△ 102,795
1. 事業収益	1,282,111	1,456,945	174,834
2. 固定資産売却代金	1	1	0
3. 前年度未収金	206,561	219,950	13,389
4. 企業債	11,000	55,000	44,000
5. 他会計補助金	226,833	128,928	△ 97,905
6. 他会計負担金	199,613	171,174	△ 28,439
7. 前年度繰越金	84,779	121,324	36,545
8. 預り金	118,068	122,774	4,706
9. 寄附金	1	1	0
10. その他受入金	775	850	75
11. 一時借入金	850,000	600,000	△ 250,000

区 分	前年度決算見込額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
支払資金	2,858,418	2,763,747	△ 94,671
1. 事業費用	1,600,307	1,649,092	48,785
2. 建設改良費	15,015	58,000	42,985
3. 企業債償還金	61,974	69,730	7,756
4. 前年度未払金	261,904	263,000	1,096
5. 前渡金	1,150	1,150	0
6. 預り金その他	118,068	122,775	4,707
7. 一時借入金償還金	800,000	600,000	△ 200,000
差 引	121,324	113,200	△ 8,124

平成24年度 天理市立病院事業会計給与費明細書

1. 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	損益勘定 支弁職員	110	454,921	154,420	457,429	1,066,770	168,005	1,234,775
	資本勘定 支弁職員							
	合計	110	454,921	154,420	457,429	1,066,770	168,005	1,234,775
前年度	損益勘定 支弁職員	114	466,783	148,954	453,553	1,069,290	166,575	1,235,865
	資本勘定 支弁職員							
	合計	114	466,783	148,954	453,553	1,069,290	166,575	1,235,865
比較	損益勘定 支弁職員	△ 4	△ 11,862	5,466	3,876	△ 2,520	1,430	△ 1,090
	資本勘定 支弁職員							
	合計	△ 4	△ 11,862	5,466	3,876	△ 2,520	1,430	△ 1,090

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	夜間 勤務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)
	本年度		12,078	24,315	19,296	3,828	30,636	10,043
前年度		12,108	25,230	21,252	4,764	36,048	10,043	29,998
比較		△ 30	△ 915	△ 1,956	△ 936	△ 5,412	0	△ 130

手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	子ども 手当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度		6,634	78,732	114,920	60,319	6,000
前年度		6,338	67,312	119,585	61,125	6,632	53,118
比較		296	11,420	△ 4,665	△ 806	△ 632	7,642

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備 考
給料	△ 11,862	給与改定に伴う増減分	△ 224	給与改正の状況 給与の改定率 △0.23% 給与改定実施時期 平成23年12月1日
		昇給に伴う増加分	5,515	
		その他の増減分	△ 17,153	退職、育休等による減 採用による増
手当	3,876	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	3,876	

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
平成23年 12月1日 現在	平均給料月額 (円)	473,123	317,090	377,694	302,264	321,650	312,019
	平均給与月額 (円)	910,351	395,756	442,138	341,889	374,293	336,140
	平均年齢 (歳)	40.3	43.1	56.0	41.2	47.3	56.8
平成22年 12月1日 現在	平均給料月額 (円)	493,277	318,990	385,507	294,185	333,844	320,033
	平均給与月額 (円)	953,357	385,403	458,337	334,059	387,797	343,339
	平均年齢 (歳)	46.9	44.2	56.2	39.7	48.6	56.2

(2) 初任給

区 分	医 師 医療職(1) (円)	看護師 医療職(3) (円)	准看護師 医療職(3) (円)	医療技術職員 医療職(2) (円)	事務職員 行政職 (円)	一般会計の制度 行政職 (円)
高校卒			1 - 5 159,000		1 - 9 144,500	1 - 9 144,500
大学卒	1 - 25 323,600	2 - 9 198,300		2 - 5 184,500	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区分	医師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
	平成23年 12月1日 現在	1級	2	15	1級			1級			1級	1	4	1級			1級	
2級		6	46	2級	10	19	2級			2級	8	32	2級	1	11	2級		
3級		4	31	3級	12	23	3級			3級	2	8	3級	1	11	3級	2	40
4級		1	8	4級	25	47	4級	3	100	4級	5	20	4級	3	34	4級	3	60
				5級	5	9	5級			5級	9	36	5級			5級		
				6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
													7級	1	11	7級		
													8級			8級		
計		13	100		53	100		3	100		25	100		9	100		5	100

区分	医師 医療職(1)			看護師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職員 医療職(2)			事務職員 行政職			その他 行政職		
	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %	級	職員数 人	構成比 %
	平成22年 12月1日 現在	1級			1級			1級			1級	3	13	1級	1	11	1級	
2級		7	54	2級	18	31	2級			2級	7	29	2級			2級		
3級		5	38	3級	7	12	3級			3級	1	4	3級			3級	2	33
4級		1	8	4級	28	47	4級	5	100	4級	5	21	4級	4	45	4級	4	67
				5級	5	8	5級			5級	8	33	5級			5級		
				6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
													7級	1	11	7級		
													8級			8級		
計		13	100		59	100		5	100		24	100		9	100		6	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医療職 (1)	医 師	部 長 医 長	副院長 医局長	院 長			
医療職 (2)	主 事	主 事	主 査	主 任	薬局長 技師長		
医療職 (3)	主 事	主 事	主 査	主任看護師	副看護部長 看護師長	看護部長	
行政職	主 事	主 事	主 査	係 長	課長補佐	事務局次長 課 長 主 幹	事務局長

(4)昇給

区 分		合 計	医 師	看 護 師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他	
本 年 度	職員数 (A) (人)	110	13	56	2	25	9	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	94	13	47	1	23	6	4	
	号給数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)		85.5	100.0	83.9	50.0	92.0	66.7	80.0	
前 年 度	職員数 (A) (人)	114	13	59	3	25	9	5	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	88	11	49	0	21	6	1	
	号給数別 内 訳	2号給(人)	0						
		4号給(人)	0						
		6号給(人)	0						
		8号給(人)	0						
比 率 (B)/(A) (%)		77.2	84.8	83.1	0.0	84.0	66.7	20.0	

(5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
給料総額に対する比率(%)	11.0	63.9	7.6	6.4	0.2	0	0
支給対象職員の比率 (%) (平成23年12月1日現在)	58.3	12.0	40.7	1.9	3.7	0	0
支給対象職員1人当り 平均支給月額 (円)	90,775	302,412	38,125	45,000	5,000	0	0
代表的な特殊勤務手当の 名 称	医師手当、夜間看護手当、放射線技師手当、救急勤務医手当、 分娩手当						

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	1.95	2.00	3.95	有	
前 年 度	1.95	2.00	3.95	有	
一般会計の制度	1.95	2.00	3.95	有	

(7) 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	一般会計 の制度と 同じ	
一般会計 の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期 退職特例措置 (2~20%加算)	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	一般会計と同じ	
地 域 手 当	〃	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

平成24年度天理市立病院事業予定貸借対照表
(平成25年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		20,212	
ロ 建 物	1,933,397		
減価償却累計額	<u>986,479</u>	946,918	
ハ 構 築 物	105,022		
減価償却累計額	<u>77,605</u>	27,417	
ニ 器 械 備 品	868,776		
減価償却累計額	<u>760,556</u>	108,220	
ホ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>4,306</u>	<u>1,420</u>	

有形固定資産合計 1,104,187

固定資産合計 1,104,187

2 流 動 資 産

(1) 現金預金	113,200	
(2) 未収金	215,165	
(3) 貯蔵品	8,708	
(4) 前払費用	1,150	
(5) 前渡金	<u>0</u>	
流動資産合計		338,223

3 繰 延 勘 定

(1) 控除対象外消費税額	5,322	
繰延勘定合計		<u>5,322</u>
資 産 合 計		<u>1,447,732</u>

負債の部

4 固定負債			
(1) 退職給与引当金		2,114	
(2) 修繕引当金		<u>43</u>	
固定負債合計			2,157
5 流動負債			
(1) 一時借入金		250,000	
(2) 未払金		196,142	
(3) 預り金		<u>8,795</u>	
流動負債合計			<u>454,937</u>
負債合計			<u>457,094</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		183,492	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>406,552</u>		
借入資本金合計		<u>406,552</u>	
資本金合計			590,044
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	1,580,072		
ロ 寄附金	<u>3,200</u>		
資本剰余金合計		1,583,272	
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,182,678</u>		
欠損金合計		<u>1,182,678</u>	
剰余金合計			<u>400,594</u>
資本合計			<u>990,638</u>
負債資本合計			<u>1,447,732</u>

平成23年度天理市立病院事業予定損益計算書
(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) (単位:千円)

1	医業収益			
(1)	入院収益	815,956		
(2)	外来収益	652,188		
(3)	その他医業収益	<u>293,827</u>	1,761,971	
2	医業費用			
(1)	給与費	1,345,903		
(2)	材料費	194,572		
(3)	経費	309,458		
(4)	減価償却費	68,028		
(5)	資産減耗費	2,000		
(6)	研究研修費	2,630		
(7)	臨床研修医負担金	<u>1</u>	<u>1,922,592</u>	
	医業損失			160,621
3	医業外収益			
(1)	受取利息配当金	49		
(2)	他会計補助金	199,214		
(3)	他会計負担金	27,190		
(4)	患者外給食収益	690		
(5)	その他医業外収益	<u>7,944</u>	235,087	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び 企業債取扱諸費	22,136		
(2)	繰延勘定償却	2,292		
(3)	患者外給食材料費	298		
(4)	負担金	28,057		
(5)	雑損失	0		
(6)	雑支出	<u>21,578</u>	<u>74,361</u>	<u>160,726</u>
	経常利益			105
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	<u>1</u>	1	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	106		
(2)	その他特別損失	<u>1</u>	<u>106</u>	<u>106</u>
	当年度純利益			0
	前年度繰越欠損金			<u>1,182,677</u>
	当年度未処理欠損金			<u>1,182,677</u>

平成23年度天理市立病院事業予定貸借対照表
(平成24年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		20,212	
ロ 建 物	1,933,397		
減価償却累計額	<u>951,680</u>	981,717	
ハ 構 築 物	105,022		
減価償却累計額	<u>77,605</u>	27,417	
ニ 器 械 備 品	902,336		
減価償却累計額	<u>815,517</u>	86,819	
ホ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>4,358</u>	<u>1,368</u>	

有形固定資産合計 1,117,533

固定資産合計

1,117,533

2 流 動 資 産

(1) 現金預金	121,324	
(2) 未収金	202,669	
(3) 貯藏品	10,034	
(4) 前払費用	775	
(5) 前渡金	<u>0</u>	
流動資産合計		334,802

3 繰 延 勘 定

(1) 控除対象外消費税額 7,720

繰延勘定合計

7,720

資産合計

1,460,055

負債の部

4 固定負債			
(1) 退職給与引当金		2,114	
(2) 修繕引当金		<u>43</u>	2,157
固定負債合計			
5 流動負債			
(1) 一時借入金		250,000	
(2) 未払金		236,029	
(3) 預り金		<u>7,550</u>	493,579
流動負債合計			<u>493,579</u>
負債合計			<u>495,736</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		183,492	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>421,281</u>		
借入資本金合計		<u>421,281</u>	604,773
資本金合計			
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	1,539,023		
ロ 寄附金	<u>3,200</u>		
資本剰余金合計		1,542,223	
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,182,677</u>		
欠損金合計		<u>1,182,677</u>	
剰余金合計			<u>359,546</u>
資本合計			<u>964,319</u>
負債資本合計			<u>1,460,055</u>

平成24年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	23,200 戸
(2) 年 間 総 有 収 水 量	8,827,075 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	24,184 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管整備事業等 363,012 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,563,683 千円
第1項 営業収益	2,555,600 千円
第2項 営業外収益	8,081 千円
第3項 特別利益	2 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,550,467 千円
第1項 営業費用	2,370,047 千円
第2項 営業外費用	176,098 千円
第3項 特別損失	3,322 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額811,689千円は、過年度分損益勘定留保資金350,129千円、当年度分損益勘定留保資金448,344千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,216千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款	水道事業資本的収入	201,524千円
第1項	負担金	52,104千円
第2項	分担金	39,285千円
第3項	固定資産売却代金	10千円
第4項	補助金	10,781千円
第5項	投資償還金	99,344千円
支		出
第1款	水道事業資本的支出	1,013,213千円
第1項	建設改良費	409,195千円
第2項	企業債償還金	304,018千円
第3項	投資	300,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 316,000千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合水道等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,067千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、29,383千円と定める。

平成24年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	19,300 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	8,580,949 m ³
(3) 主要な建設改良事業	管渠整備事業等 115,183 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,667,827 千円
第1項 営業収益	1,380,029 千円
第2項 営業外収益	1,287,797 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	2,685,447 千円
第1項 営業費用	2,042,781 千円
第2項 営業外費用	640,372 千円
第3項 特別損失	1,294 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,048,512千円は、過年度分損益勘定留保資金525,473千円及び当年度分損益勘定留保資金523,039千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 下水道事業資本的収入	583,265 千円
第1項 企業債	64,100 千円
第2項 負担金	48,117 千円
第3項 補助金	455,995 千円
第4項 長期貸付金回収金	5,053 千円
第5項 その他資本的収入	10,000 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	1,631,777 千円
第1項 建設改良費	163,080 千円
第2項 長期貸付金	10,000 千円
第3項 企業債償還金	1,453,599 千円
第4項 その他資本的支出	5,098 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率
特定環境保全公営下水道事業	29,700千円	証書借入	年5%以内
農業集落排水施設事業	15,000千円		
流域下水道事業	19,400千円		

償還の方法		
償還期限	据置期間	その他
30年以内	5年以内	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、もしくは、繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 122,142 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,697,526千円である。

(平成24年 3 月 23 日 掲示済)

天理市告示第98号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月 23 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年 3 月 23 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1 番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3 月 23 日から平成24年 5 月 21 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成24年 3 月 26 日 掲示済)

天理市告示第99号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3 月 26 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 3 月 26 日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1 番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3 月 26 日から平成24年 5 月 24 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成24年 3月27日 掲示済)

天理市告示第100号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年 3月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年 3月27日から平成24年 5月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 3月27日 掲示済)

天理市告示第101号

天理市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7年12月天理市告示第68号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3月27日

天理市長 南 佳 策

第2条第1項に次の1号を加える。

- (5) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 第2条第3項中「同月末日まで」の次に「の間において市長が定める期間」を加える。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月27日 揭示済)

天理市告示第102号

天理市測量又は建設コンサルタント等の業務委託及び工事用資材等の購入に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（平成16年3月天理市告示第77号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月27日

天理市長 南 佳 策

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月28日 揭示済)

天理市告示第103号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年3月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年3月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年3月28日から平成24年5月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 3月27日 揭示済)

天理市告示第104号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年 3月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年 3月28日

3 移動対象区域

天理市榑町351番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 3月28日から平成24年 5月26日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年 3月29日 揭示済)

天理市告示第105号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 3月29日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 3月29日 揭示済)

天理市告示第106号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 3月29日

天理市長 南 佳 策

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 撤去日

平成24年3月29日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年3月29日から平成24年9月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後5時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの。（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

天理市開発公社

電話 0743-63-7210

天理市総務部地域安全課

電話 0743-63-1001

(平成24年3月29日 揭示済)

天理市告示第107号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年3月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年3月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年3月29日から平成24年5月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年3月29日 揭示済)

天理市告示第108号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年3月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成24年3月29日

3 移動対象区域

天理市榎町351番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年3月29日から平成24年5月27日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年3月30日掲示済)

天理市告示第109号

天理市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を認定する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

記

路線番号	路線名	起 終 点	主なる 経過地	摘 要
736号	庵治青垣1号線	起点 庵治町市道548号分岐 終点 庵治町市道548号合接		
737号	庵治青垣2号線	起点 庵治町市道736号分岐 終点 庵治町市道548号合接		
738号	庵治青垣3号線	起点 庵治町市道736号分岐 終点 庵治町市道548号合接		
739号	庵治青垣4号線	起点 庵治町市道736号分岐 終点 庵治町市道736号合接		
740号	庵治青垣5号線	起点 庵治町市道736号分岐 終点 庵治町449番15先		
741号	庵治青垣6号線	起点 庵治町市道736号分岐 終点 庵治町449番5先		
742号	庵治青垣7号線	起点 庵治町市道736号分岐 終点 庵治町市道744号合接		

743号	庵治青垣8号線	起点 庵治町市道736号分岐 終点 庵治町市道736号合接		
744号	庵治青垣9号線	起点 庵治町449番15先 終点 庵治町市道742号合接		
745号	川原城東ノ町線	起点 川原城町市道232号分岐 終点 川原城町市道139号合接		

(平成24年3月30日揭示済)

天理市告示第110号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 区域決定の区間

路線 番号	路 線 名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	摘 要
736号	庵治青垣1号線	庵治町431番9先 (市道548号分岐) から 庵治町449番61先 (市道548号合接) まで	6.0～12.0	616.0	
737号	庵治青垣2号線	庵治町449番52先 (市道736号分岐) から 庵治町449番59先 (市道548号合接) まで	6.0～12.0	86.0	
738号	庵治青垣3号線	庵治町449番36先 (市道736号分岐) から 庵治町449番42先 (市道548号合接) まで	6.0～12.0	86.0	
739号	庵治青垣4号線	庵治町431番69先 (市道736号分岐) から 庵治町431番65先 (市道736号合接) まで	6.0～12.0	82.0	
740号	庵治青垣5号線	庵治町431番59先 (市道736号分岐) から 庵治町449番15先まで	6.0～12.0	166.0	

741号	庵治青垣6号線	庵治町431番49先 (市道736号分岐)から 庵治町449番5先まで	6.0~12.0	239.0	
742号	庵治青垣7号線	庵治町431番39先 (市道736号分岐)から 庵治町470番24先 (市道744号合接)まで	6.0~12.0	267.5	
743号	庵治青垣8号線	庵治町431番29先 (市道736号分岐)から 庵治町431番27先 (市道736号合接)まで	6.0~12.0	61.5	
744号	庵治青垣9号線	庵治町449番15先から 庵治町470番18先 (市道742号合接)まで	6.0~12.0	183.5	
745号	川原城東ノ町線	川原城町223番2先 (市道232号分岐)から 川原城町220番3先 (市道139号合接)まで	4.2~8.02	83.8	

3 供用開始の理由

道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため

4 供用開始年月日

平成24年3月30日

(平成24年3月30日掲示済)

天理市告示第111号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年3月30日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年3月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年 3 月 30 日から平成24年 5 月 28 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成24年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第112号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年 3 月 30 日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成24年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第113号

騒音に係る環境基準の地域の類型の指定について

環境基本法（平成 5 年法律第91号）第16条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第 1 に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

平成24年 3 月 30 日

天理市長 南 佳 策

地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	該 当 地 域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(平成24年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第114号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第 3 条第 1 項の規定により、市内全域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域に指定し、平成24年 4 月 1 日から適用するので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

天理市長 南 佳 策

(平成24年 3月30日 揭示済)

天理市告示第115号

特定工場等において発生する騒音の規制基準について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音について規制する地域における規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により告示する。

平成24年 3月30日

天理市長 南 佳 策

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時から午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から午前8時まで、午後6時から午後10時まで)	夜 間 (午後10時から翌日午前6時まで)
第1種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区（第3種区域に該当する区域を除く。）並びに歴史的風土保存区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（これらの地域のうち第1種区域に該当する区域を除く。）及びその他の区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域 工業地域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

- (1) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。
 - (2) 歴史的風土保存区域とは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された区域をいう。
 - (3) その他の区域とは、(1)及び(2)に規定する地域、地区及び区域以外の地域をいう。
- 2 次に掲げる施設（1に規定する第1種区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(平成24年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第116号

昭和43年厚生省・建設省告示第1号別表の規定により市長が指定する区域について
 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年 3 月 30 日

天理市長 南 佳 策

別表第1号のイに該当する区域	平成24年3月天理市告示第115号に規定する第1種区域
別表第1号のロに該当する区域	平成24年3月天理市告示第115号に規定する第2種区域
別表第1号のハに該当する区域	平成24年3月天理市告示第115号に規定する第3種区域
別表第1号のニに該当する区域	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

(平成24年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第117号

平成12年総理府令第15号別表備考の規定により市長が定める区域の区分について
 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年 3 月 30 日

天理市長 南 佳 策

a 区域	平成24年3月天理市告示第115号に規定する第1種区域
b 区域	平成24年3月天理市告示第115号に規定する第2種区域
c 区域	平成24年3月天理市告示第115号に規定する第3種区域

(平成24年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第118号

振動について規制する地域の指定について
 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、市内全域を振動について規制する地域に指定し、平成24年4月1日から適用するので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

天理市長 南 佳 策

(平成24年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第119号

特定工場等において発生する振動の規制基準について
 振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、振動について規制する地域における特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用するので、

同条第 3 項において準用する同法第 3 条第 3 項の規定により告示する。

平成24年 3 月30日

天理市長 南 佳 策

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜 間 (午後 7 時から翌日午前 8 時まで)
第 1 種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域	60デシベル	55デシベル
第 2 種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65デシベル	60デシベル

備考

(1) 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域をいう。

(2) その他の区域は、(1)に規定する地域以外の地域をいう。

2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(平成24年 3 月30日 掲示済)

天理市告示第120号

振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定め、平成24年 4 月 1 日から適用する。

平成24年 3 月30日

天理市長 南 佳 策

付表第 1 号のイに該当する区域	平成24年 3 月天理市告示第119号に規定する第 1 種区域
付表第 1 号のロに該当する区域	
付表第 1 号のハに該当する区域	平成24年 3 月天理市告示第119号に規定する第 2 種区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
付表第 1 号のニに該当する区域	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭

	和38年法律第133号) 第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
--	--

(平成24年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第121号

振動規制法施行規則別表第2備考1及び備考2の規定により市長が定める区域及び時間について
振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1及び備考2の規定により市長が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

平成24年 3 月 30 日

天理市長 南 佳 策

1 区域

第1種区域	平成24年3月天理市告示第119号に規定する第1種区域
第2種区域	平成24年3月天理市告示第119号に規定する第2種区域

2 時間

昼 間	平成24年3月天理市告示第119号に規定する昼間の時間
夜 間	平成24年3月天理市告示第119号に規定する夜間の時間

(平成24年 3 月 30 日 掲 示 済)

天理市告示第122号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定により、市内全域を工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)に指定し、及び法第4条の規定により、規制地域における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)を次のとおり定め、平成24年4月1日から適用するので、法第6条の規定により告示する。

平成24年 3 月 30 日

天理市長 南 佳 策

1 法第4条第1項第1号の規制基準

特定悪臭物質の種類 (単位)	規制地域の区分		
	一般地域	順応地域	その他の地域
アンモニア (ppm)	1	2	5
メチルメルカプタン (ppm)	0.002	0.004	0.001
硫化水素 (ppm)	0.02	0.06	0.2
硫化メチル (ppm)	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル (ppm)	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン (ppm)	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド (ppm)	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド (ppm)	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド (ppm)	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド (ppm)	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド (ppm)	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド (ppm)	0.003	0.006	0.01
イソブタノール (ppm)	0.9	4	20

酢酸エチル	(ppm)	3	7	20
メチルイソブチルケトン	(ppm)	1	3	6
トルエン	(ppm)	10	30	60
スチレン	(ppm)	0.4	0.8	2
キシレン	(ppm)	1	2	5
プロピオン酸	(ppm)	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	(ppm)	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	(ppm)	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	(ppm)	0.001	0.004	0.01

備考

(1) 一般地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域をいう。

(2) 順応地域とは、一般地域及びその他の地域以外の地域をいう。

(3) その他の地域とは、一般地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。

2 法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに1に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に規定する方法により算出して得た流量

3 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。）の種類ごとに1に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度。ただし、メチルメルカプタンに係る規制基準となる排水中の濃度は、この方法により算出した値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満である場合については、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

（平成24年4月1日揭示済）

天理市告示第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、天理市環境クリーンセンターにおけるごみ処理手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

天理市長 南 佳 策

記

1. 委託者

伊賀市予野字鉢屋4713

三重中央開発（株） 代表取締役 金子 文雄

2. 委託年月日

平成24年4月1日

（平成24年4月1日揭示済）

天理市告示第124号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、平成24年度一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり告示する。

平成24年4月1日

天理市長 南 佳 策

記

1 ごみ処理計画

(1) ごみ排出の見込み

可燃ごみ	21,200 t
不燃ごみ	1,460 t
資源ごみ	1,700 t
計	24,360 t
自家処理量	20 t
小動物の死体	58体 (委託分)
	210体 (職員回収分)
	30体 (持込み分)
集団資源回収予定量	800 t
剪定枝及び草 (堆肥化分)	900 t
食品残渣 (飼料化分)	200 t

排出の状況 (平成23年度) 別紙1

(2) 処理主体

- ア 家庭系ごみについては、委託業者による収集と運搬。又は自ら環境クリーンセンターに直接持込
- イ 事業系ごみについては、環境クリーンセンターに直接持込又は許可業者に委託。ただし、少量排出事業所の一部については、家庭系ごみステーションに排出し、委託業者が収集と運搬
- ウ 中間処理については、直営又は処理委託。施設の運転等については委託業者
- エ 最終処理については、直営及び大阪湾広域臨海環境整備センターに委託
- オ 剪定枝及び草については、一部一般廃棄物処理業者による堆肥化
- カ 食品残渣については、一部一般廃棄物処理業者による収集運搬を行い、他市において飼料化

(3) 処理計画

ア 収集・運搬計画

① 収集・運搬する廃棄物の量

可燃物	12,070 t
不燃物	1,120 t
プラスチック製容器包装	280 t
ペットボトル	150 t
飲料カン・飲食用びん	430 t
新聞・雑誌類	470 t
ダンボール	210 t
発泡スチロール	50 t
古着	90 t
牛乳パック	20 t
	<hr/>
	14,890 t

② 収集区域の範囲 天理市全域

③ 収集回数

可燃物	週2回
不燃物	月2回
資源ごみ	月2回

- | | | |
|---|------------|-----------------------------------|
| | 粗大ごみ | 年5回（ただし10月より戸別収集） |
| | 有害ごみ | 年5回 |
| ④ | 収集方法 | 分別収集でステーション方式
（粗大ごみは10月より戸別収集） |
| ⑤ | 収集・運搬する搬入先 | 天理市環境クリーンセンター |

イ 中間処理計画

- ① 処理施設の概要 別紙2のとおり
- ② 処理方法
- ・可燃物 焼却
うち剪定枝及び草については、一部堆肥化（処理場は市内）
うち食品残渣については、一部飼料化（処理場は他市）
 - ・不燃物 破砕処理後、資源回収を行い残渣は焼却
 - ・プラスチック製容器包装 委託業者による圧縮梱包処理後、指定法人ルートで処理
 - ・発泡スチロール 独自ルートにより最終処分まで委託
 - ・ペットボトル 委託業者によるフレーク処理後、独自ルートで処理
 - ・飲料カン 選別圧縮後に売却（独自ルート）
 - ・飲食用びん 3色に分別後売却及び一部処理委託
（独自ルート）
 - ・新聞 スtockヤードで一時保管後売却
 - ・雑誌類 スtockヤードで一時保管後売却
 - ・ダンボール スtockヤードで一時保管後売却
 - ・古着 スtockヤードで一時保管後引取
 - ・牛乳パック 選別後Stockヤードで一時保管後売却
- ③ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書
- | | |
|-----------------|------------|
| ・委託収集（家庭系） | 14,890 t |
| ・一般持込（家庭系） | 930 t |
| ・一般持込（天理教） | 1,500 t |
| ・一般持込（事業所・許可業者） | 6,660 t |
| ・減免ごみ | 380 t |
| ・2町1村持込み | 5,090 t |
| | 計 29,450 t |
- ④ 残渣の量及び処分方式
- | | |
|------|---------|
| 残渣量 | 4,170 t |
| 処分方式 | 埋立て処分 |
- ⑤ 処分業者による資源化量
- ・剪定枝及び草（市内で堆肥化分） 900 t
 - ・食品残渣（他市で飼料化分） 200 t

ウ 最終処分計画

- ① 最終処分場の概要 別紙2のとおり
- ② 山辺広域第2最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量
- | | |
|----------|---------------------|
| 搬入量（天理市） | 1,260 t |
| 〃（田原本町） | 1,250 t |
| 年間埋立量 | 1,873m ³ |
| | （搬入量÷1.34で算出） |
- ③ 大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量

3,024 t / 年

・搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町4丁4番

・処分場

神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

埋立地面積 88ha 埋立容量 15,000,000m³

大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

埋立地面積 95ha 埋立容量 14,000,000m³

④ 山辺広域第2最終処分場埋立計画

第1処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 昭和54年～平成7年

平成7年度で最終覆土工事完了

第2処分地

埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 平成7年～平成35年

埋立残容量 25,872m³

エ 集団資源回収量

① 新聞	450 t
② 雑誌類	180 t
③ ダンボール	130 t
④ 古着	40 t
計	800 t

2 生活排出処理計画

(1) し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿 1,340kℓ

浄化槽汚泥 1,930kℓ

計 3,270kℓ

排出の状況（平成23年度） 別紙3

(2) 処理主体

一般し尿の収集・運搬 業務委託

浄化槽汚泥の収集・運搬 許可業者

一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンターし尿処理場

(3) 処理計画

ア 収集・運搬計画

① 収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿 1,340kℓ

浄化槽汚泥 1,930kℓ

計 3,270kℓ

② 区域の範囲 天理市内全域

③ 収集回数

・一般し尿の汲取り 通常月1回

・浄化槽汚泥の清掃 許可業者へ直接申し込み

④ 収集の方法 くみ取方式

⑤ 収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先

天理市環境クリーンセンター し尿処理場

イ 中間処理計画

① 処理施設の概要

・施設名	天理市環境クリーンセンター し尿処理場
・所在地	天理市嘉幡町180番地
・処理方法	高負荷脱窒素処理方式
・処理能力	57kℓ／日

② 搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳量

天理市一般し尿	1,340kℓ
天理市浄化槽汚泥	1,930kℓ
川西町持込み	140kℓ
三宅町持込み	260kℓ
計	3,670kℓ

③ 処理後の量及び処分方法

し渣・汚泥	130t
処分方法	焼却

3 ごみ減量等の具体策

- (1) 少量排出事業所について、現在家庭系ごみとして無料で市が収集している店舗が一部あるが、この範囲を「店舗兼併用住宅」に限定するため、商工会等と指導強化を行う。
- (2) 家庭系粗大ごみのリクエスト収集を実施する。
- (3) 家庭系ごみ有料化時に資源ごみの分別拡大を検討する。
- (4) 古紙、古布類回収の促進
子供会や自治会等団体にて回収
団体への助成金の交付（1kgあたり4円）
団体数：113団体 / 登録業者数：7業者
回収予定量：800t
- (5) 生ごみ処理器の普及促進
購入者に対して補助金交付（購入金額の2分の1ただし上限3万円）
補助対象予定世帯数 20世帯
- (6) むくもり収集の実施
日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。
対象世帯数 50世帯

4 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- (1) 家庭系粗大ごみについては、10月よりリクエスト収集に変更する。
- (2) 家庭系ごみの有料化の検討を行う。
- (3) 独自ルートで処理を行っている資源物等の処理状況の検査を強化する。
- (4) 資源物等の持ち去り防止のパトロール及び廃家電等の不適正排出のパトロールを強化する。
- (5) 生活排出処理基本計画を策定する。
- (6) 焼却炉について精密機能検査を実施する。

(平成24年 4月 1日 揭示済)

天理市告示第125号

天理駅前自動車駐車場における駐車料の徴収事務の委託について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天理駅前自動車駐車場に

おける駐車料の徴収事務をミディ総合管理株式会社代表取締役社長西澤千秋に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

天理市長 南 佳 策

(平成24年4月1日揭示済)

天理市告示第126号

天理市自転車等駐車場における駐車料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天理市自転車等駐車場における駐車料の徴収事務をミディ総合管理株式会社代表取締役社長西澤千秋に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

天理市長 南 佳 策

(平成24年4月1日揭示済)

天理市告示第127号

地方税法第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成24年3月31日付けで登録した旨、公示する。

平成24年4月1日

天理市長 南 佳 策

(平成24年4月1日揭示済)

天理市告示第128号

平成24年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第15条第3項、第15条の6の5第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

平成24年4月1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の8.5
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者1人について、24,000円
 - (3) 世帯別平等割額
1世帯について、23,500円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者1人について、7,500円
 - (3) 世帯別平等割額
1世帯について、6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額
基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額
被保険者1人について、8,000円

- (3) 世帯別平等割額
1世帯について、7,000円

(平成24年4月1日揭示済)

天理市告示第129号

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第19条の規定による平成24年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成24年4月1日

天理市長 南 佳 策

記

1 基礎賦課額の減額の額

- (1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条第1項第1号アに規定する額 16,800円
- (2) 条例第19条第1項第1号イに規定する額 16,450円
- (3) 条例第19条第1項第2号アに規定する額 12,000円
- (4) 条例第19条第1項第2号イに規定する額 11,750円
- (5) 条例第19条第1項第3号アに規定する額 4,800円
- (6) 条例第19条第1項第3号イに規定する額 4,700円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

- (1) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,250円
- (2) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
- (3) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,750円
- (4) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
- (5) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,500円
- (6) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円

3 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,600円
- (2) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,900円
- (3) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 4,000円
- (4) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,500円

(5) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,600円

(6) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,400円

(平成24年4月2日掲示済)

天理市告示第130号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年4月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年4月2日から平成24年5月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年4月3日掲示済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月3日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成24年4月3日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年4月3日から平成24年6月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年4月4日揭示済)

天理市告示第132号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年4月4日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意)地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年4月4日揭示済)

天理市告示第133号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月4日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成24年4月4日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成24年4月4日から平成24年6月2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年4月5日揭示済)

天理市告示第134号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成24年4月5日

天理市長 南 佳 策

変更前 代表者 天理市海知町4番地2 澤 田 國 一
変更後 代表者 天理市海知町122番地 澤 田 正 巳
変更年月日 平成24年4月1日

(平成24年4月5日揭示済)

天理市告示第135号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年4月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成24年4月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成24年4月5日から平成24年6月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成24年3月7日揭示済)

天理市公告第10号

公売公告兼見積価額公告					
国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。 平成24年3月7日					
				天理市長 南 佳 策	
売却区分	名 称 、 性 質 、 そ の 他	数 量	見積価額 (最低入札価額) (円)	公売保証 金 (円)	
公 売 財 産	天17-1	鉄道模型 Nゲージ用、車両4台、機動車ではない ① ナハネフ23(KATO) ②オロ3072(KATO) ③ キハ112(TOMIX) ④タキ23001	1セット	1,000	0
	天17-2	鉄道模型 Nゲージ用、車両4台 機動車ではない 近鉄車両	1セット	100	0
	天17-3	鉄道模型 (Nゲージ用) 車両9点、いずれも車輪欠品	1セット	1,000	0

1. モハ112 2. キハ47 3. キハ47 4. キユ25

	5. スハニ353 6. コキフ10000 7. ホキ2360 8. TOMY貨車 9. TOMY貨車			
天17-4	鉄道模型 部品 Nゲージ用 ① 阪急ボディ 3点 ② 車台 4点	1セット	100	0
天17-5	鉄道模型 部品 Nゲージ用 レール 56点	1セット	1,000	0
天17-6	鉄道模型 部品 Nゲージ用 ① 機関庫(扇形) ② 機関庫(直線)	1セット	100	0
天17-7	鉄道模型 カタログ 25-000 KATO 鉄道模型総合カタログ	1点	100	0
天17-8	鉄道模型 Nゲージ用、車両6台セット うち1台は機動車	1セット	1,000	0
(注) ①上記売却区分ごとに公売します。 ②公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。				
公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション(せり売)			
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間	平成24年4月12日 午後1時00分～平成24年4月26日 午後11時00分			
日 公 時 売	入札開始	平成24年5月8日 午後1時00分		
	入札締切	平成24年5月10日 午後11時00分		
売却決定	日時	平成24年5月11日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限	平成23年5月16日 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。			
その他	1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うこととなります。 4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担となります。 5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。			
配当を受ける者の権利の申出について 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。				

(平成24年3月13日掲示済)

天理市公告第11号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成24年3月13日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成24年 3月28日 揭示済)

天理市公告第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用される同法第62条第1項の規定に基づき、大和都市計画道路事業（3・4・403号勾田櫟本線）事業計画の変更に係る図書の写しの変更を受けた。

その図書の写しは、天理市建設部まちづくり事業課において公告の日から一般の縦覧に供する。

平成24年 3月28日

天理市長 南 佳 策

(平成24年 4月 1日 揭示済)

天理市公告第13号

定期予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令第4条及び第5条の規定により公告します。

平成24年 4月 1日

天理市長 南 佳 策

1 定期予防接種と実施方法（I類）

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
ポリオ(急性灰白髄炎)	生後3～90ヵ月未満	保健センター	平成24年 5月 14・15・16・17・18日 平成24年10月 15・16・17・18・19日
BCG	生後3ヵ月から6ヵ月未満	市内指定医療機関	通 年
三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)	生後3ヵ月から90ヵ月未満		
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	満11歳から13歳未満		

二種混合 (麻疹・風疹)	① 生後12ヵ月から24ヵ月未満 ② 5歳以上7歳未満であって、小学校就学の始期に達する日の一年前から当該始期に達する前日まで ③ 満13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日にある者 ④ 満18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日にある者	市内指定医療機関	通 年
日本脳炎第1期	生後36ヵ月から90ヵ月未満		
第2期	満9歳から満13歳未満		

日本脳炎	予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第5条第1項に規定する特例対象者。ただし、特例対象者であっても、第4回目（2期接種相当）の者については、引き続き9歳以上の者とする。
------	---

定期予防接種と実施方法（Ⅱ類）

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
インフルエンザ	① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満のものであって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が殆ど不可能な程度の障害を有する者	市内指定医療機関	平成24年10月1日 ～ 平成25年1月31日

2 指定医療機関での接種方法について

- ・保護者に電話で予約・確認をするように市から周知する。
- ・実施日時は、各医療機関の状況に応じて独自に設定する。
- ・保護者から直接医療機関に申し込むものとする。

3 接種を受けることが適当でない者（接種不適当者）

予防接種実施規則第6条に規定する接種不適当者は、以下のとおり。

- ① 明らかな発熱を呈して入る者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他予防接種を行うことが不適当な者

4 接種の判断を行うに際し注意を要する者（接種要注意者）

予防接種実施要領に規定する接種要注意者は、以下のとおり。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血管疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- ② 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことが明らかな者
- ③ 過去にけいれんの既往のある者
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている者
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 接種料金

I類 無料とする。

II類 インフルエンザ接種料金のみ一部自己負担（生活保護世帯のみ無料）

（平成24年4月1日揭示済）

天理市公告第14号

森林法（昭和26年法律第249号）附則（平成23年4月22日法律第20号）第五条の規定により天理市森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を閲覧に供する。

平成24年4月1日

天理市長 南 佳 策

閲覧場所

天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成24年 3月19日 揭示済)

天教告示第3号

平成24年 3月23日 午前10時から 3月 臨時教育委員会を天理市役所に招集する。
平成24年 3月19日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

(平成24年 3月26日 揭示済)

天教告示第4号

平成24年 4月 5日 午後 1時30分から 4月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成24年 3月26日

天理市教育委員会
委員長 中 嶋 孝

農業委員会

(平成24年 3月30日 揭示済)

天農委告示第4号

平成24年 4月 9日 午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成24年 3月30日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第3号 下段面積（別段面積）の検討について
議案第4号 その他
① 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
② 市街化区域の専決処分について（報告）
-

選挙管理委員会

(平成24年 3月31日 揭示済)

天選告示第4号

平成24年 3月31日 現在における農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。
平成24年 3月31日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

2,647人

公営企業

(平成24年 3月 1日 揭示済)

天理市上下水道局告示第2号

公共下水道の供用（処理）を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

その関係図書は、平成24年 3月 1日より 3月15日までの期間、天理市上下水道局下水道課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年 3月 1日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

1 供用（下水の処理）を開始する年月日

平成24年 3月16日

2 供用（下水の処理）を開始する区域

《天理市》

和爾町・櫛本町・田町・丹波市町・富堂町・小路町・東井戸堂町・三昧田町・萱生町・柳本町・石上町・杣之内町・勾田町・田部町・別所町

3 供用を開始する排水施設及び公共柵の位置

分 区	管記号	起 点	終 点
櫛本北第1処理分区	A	和爾町1114番地先	和爾町1105番地先
櫛本北第4処理分区	A	櫛本町2040番地1	櫛本町2042番地2
	A	櫛本町2252番地3	櫛本町2252番地4
櫛本北第11処理分区	A	小路町67-1番地先	小路町101-2番地先
	B	小路町103-2番地先	小路町69-3番地先
	C	小路町53-1番地先	小路町50-2番地先
	D	小路町53-1番地先	小路町71-2番地先
	E	小路町53-1番地先	小路町51-2番地先
	A	小路町96番地1	小路町91番地
	A	富堂町129番地1	富堂町129番地1
天理北第1処理分区	A	櫛本町298-1番地先	櫛本町298-1番地先
天理北第2処理分区	A	丹波市町359番地1	丹波市町359番地1
天理北第9処理分区	A	東井戸堂町435番地1	東井戸堂町435番地
	A	富堂町116番地1	富堂町117番地3
	A	田町263番地1	田町263番地1
	A	田町34番地9	田町34番地2
大和川第5処理分区	A	柳本町2038番地1	柳本町2038番地1
大和川第8処理分区	A	三昧田町90-3番地先	三昧田町90-1番地先
	A	萱生町1332番地先	萱生町1330-1番地先
	B	萱生町1330-1番地先	萱生町1336-2番地先
	A	萱生町1341-2番地先	萱生町656-1番地先
	B	萱生町471-12番地先	萱生町470-1番地先
	C	萱生町1318-2番地先	萱生町1318-3番地先
	D	萱生町471-11番地先	萱生町1360番地先
	E	萱生町471-7番地先	萱生町1360番地先
F	萱生町1336-2番地先	萱生町1246-1番地先	

分 区	場 所
櫛本北第4処理分区	櫛本町2252-1、2252-5
	櫛本町2338-1、2339-1、2339-2、2339-3
天理北第1処理分区	石上町669-4
	石上町669-5
	石上町669-6、669-7
	石上町669-8、669-9
	石上町669-10、669-11
	別所町124-1

	田部町 5街区 14区画
	田部町 5街区 16区画
	田部町 5街区 17区画
	田部町 5街区 18区画
	田部町 5街区 20区画
	田部町 5街区 21区画
天理北第2処理分区	杣之内町123-1 勾田町101-2
大和川第5処理分区	柳本町2115-1

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

「分流式」

5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置

「大和郡山市額田部南町地内」

6 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称

「奈良県浄化センター」

(平成24年 3月16日 揭示済)

天理市上下水道局告示第3号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

平成24年 3月16日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

平成24年 3月16日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

廃止天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株) 桐山工務店

代表者 桐山 雅貴

住 所 奈良県天理市勾田町415

(平成24年 3月28日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第1号

天理市上下水道局事務分掌規程(平成13年 3月天理市水道ガス局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年 3月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第2条給水課の項中「給水係 工務係」を「給水係 工務係 検査係」に改め、同条経営課の項中「企画係 営業係」を「企画係」に改める。

第3条庶務係の項第14号中「建設工事」を「建設工事等」に改める。

第4条給水係の項第3号中「承認、検査及び」を削り、同項第6号を削り、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 水道施設の布設工事負担金の調定、徴収及び還付に関する事。

第4条給水係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第4条工務係の項中第10号から第13号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

検査係

(1) 指定給水装置工事事業者に係る給水装置工事の施行の承認及び検査に関する事。

(2) 貯水槽水道に関する事。

- (3) 給水装置の工事費、水道施設分担金、水道施設加算分担金、手数料等の調定、減免、徴収及び還付に関する事。
- (4) 給配水管路図の作成、整備及び保管に関する事。
- (5) 給配水に係る各種占用台帳の整備、更新及び保管に関する事。
- (6) 給配水に係る工事竣工図及び弁栓台帳図の整備及び保管に関する事。
- (7) 排水設備工事の確認申請及び検査に関する事。
- (8) 水洗便所改造資金貸付に係る受付及び審査に関する事。
- (9) 地下埋設物の調査及び事前協議及び立会に関する事。

第6条企画係の項中第4号を第19号とし、第3号の次に次の15号を加える。

- (4) 水道料金等の調定に関する事。
- (5) 水道料金等の納入通知書及び納付書の発行に関する事。
- (6) 水道料金等の収納及び還付に関する事。
- (7) 水道料金等の口座振替に係る金融機関との契約及び連絡調整に関する事。
- (8) 使用水量等の統計に関する事。
- (9) 上下水道使用の開始及び中止等の受付に関する事。
- (10) 使用水量の計量及び認定に関する事。
- (11) 使用水量の状況調査及び不正使用の取締りに関する事。
- (12) 水道メーターの出納管理及び検定に関する事。
- (13) 開閉栓に伴う水道メーターの取付け及び取外しに関する事。
- (14) 水道料金等に係る相談及び苦情処理に関する事。
- (15) 使用水量等の減免に関する事。
- (16) 水道料金等の滞納整理及び欠損処分に関する事。
- (17) 受益者負担金及び水洗便所貸付金の滞納に関する事
- (18) 給水停止の手續及び処分に関する事。

第6条中営業係の項を削る。

第6条の2施設係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 下水道使用水量の認定業務に関する事。

第6条の2施設係の項第13号を次のように改める。

- (13) 水洗便所改造資金貸付金の支出及び回収に関する事。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月28日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第2号

天理市上下水道局職員就業規則（平成13年 3月天理市水道ガス局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

別表第3第14項中「小学校」を「中学校」に改める。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月28日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第3号

天理市企業職員管理職手当支給規程（昭和44年 4月天理市水道ガス部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

附則第2項中「平成24年 3月31日」を「平成25年 3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

(平成24年 3月28日 揭示済)

天理市上下水道局管理規程第4号

天理市企業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和38年4月天理市水道ガス部管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種類	基準	金額	適用範囲
緊急手当	1回	3,000円以内	上下水道施設の故障等により退庁後に出勤を命ぜられて緊急作業に従事した職員

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年3月28日揭示済）

天理市上下水道局告示第4号

天理市指定給水装置工事事業者の再開について

平成24年3月28日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は再開したので告示する。

平成24年3月28日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

再開天理市指定給水装置工事事業者

商 号 (株) 広和

代表者 藤井 幹久

住 所 奈良県奈良市法華寺町630-15